太田下町商業施設新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

太田下・須川遺跡

2014年3月

高松市教育委員会

例　言

1　本書は，太田下町商業施設新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書であり，太田下・須川遺跡の報告を収録した。

2　発掘調査地ならびに調査期間は次のとおりである。
調 査 地：高松市太田下町 2361-1，2362-1，2367，2368，2370，2373，2375-1
発掘調査：平成 25 年 3 月 22 日～同年 4 月 12 日（実働 16 日）
整理作業：平成 25 年 5 月 20 日～同年 12 月 27 日
調査面積：重機掘削面積 約 438 ㎡，遺構・遺物包含層調査面積 約 354 ㎡

3　発掘調査から報告書の編集まで高松市教育委員会が担当し，費用は旧土地所有者が負担した。

4　現地調査は高松市教育委員会教育局文化財課（平成 25 年度から創造都市推進局に変更）職員 池見渉と同課非常勤嘱託職員 新井場萌の補助を得て同課文化財専門員 波多野篤が担当した。報告書の整理・原稿執筆は，遺構・土器・土製品の整理・原稿執筆を波多野，石器の整理・原稿執筆を同課文化財専門員 舩築紀子が担当した。

5　本書の編集は波多野が担当した。

6　発掘調査から整理作業，報告書執筆を実施するにあたって，下記の方々および関係諸機関から御協力と御教示を得た。記して厚く謝意を表する（五十音順，敬称略）。
香川県教育委員会，中原　計（国立大学法人鳥取大学地域学部地域環境学科）
山中　稔（国立大学法人香川大学工学部安全システム建設工学科）

7　本調査に関連して，以下の業務を委託発注により実施した。
遺物写真撮影　　西大寺フォト

8　本調査に関連して，以下の業務を研究機関等に依頼して実施した。
炭化材の樹種同定　　中原　計（国立大学法人鳥取大学地域学部地域環境学科）

9　標高は東京湾平均海面高度を基準とし，座標は国土座標第Ⅳ系（世界測地系）に従った。また，方位は座標北を示す。

10　本書で用いる遺構の略号は次のとおりである。
SD：溝　　SH：竪穴建物跡　　SK：土坑　　SP：柱穴　　SX：性格不明遺構　　SR：自然流路

11　本書で使用している挿図の縮尺は，遺構図は 1/40・1/60，土器・土製品の実測図は 1/4，石器の実測図は 1/2・2/3 を原則とした。また，写真図版における遺物の縮尺はすべて任意である。

12　遺物実測図のうち，弥生土器・土製品の断面は白塗り，須恵器の断面は黒塗りで示した。

13　発掘調査で得られたすべての資料は高松市教育委員会で保管している。

本文目次

第1章 調査の経緯と経過

第1節　発掘調査の経緯 ……1
第2節　発掘調査の経過（調査日誌抄） ……2
第3節　整理等作業の経過 ……3
第4節　周知の埋蔵文化財包蔵地「太田下・須川遺跡」の範囲について ……3

第2章 位置と環境

第1節　太田下・須川遺跡の位置と地理的環境 ……4
第2節　太田下・須川遺跡周辺の既往の調査成果について …… 6

第3章 試掘調査の成果

第1節　試掘調査の方法……13
第2節　試掘調査の調査概要……13

第4章 発掘調査の成果

第1節　層序・自然環境・地形……14
第2節　調査方法……18
第3節　検出遺構の概要……20
第4節　検出遺構……20
第5節　出土遺物……35

第5章 立会調査の成果

第1節　立会調査の方法……36
第2節　立会調査の調査概要……36

第6章 総括

第1節　検出遺構について ……37
第2節　太田下・須川遺跡の弥生時代後期の集落について……38
第3節　今後の周辺地の対応について ……42

挿図目次

図1　調査地位置図 ……4
図2　高松平野地形分類図（1/80000）……5
図3　調査地周辺の遺跡（1/30000）……6
図4　周辺の地形 ……7
図5　調査地周辺の層序（縦：1/40，横：1/2500）……9・10
図6　調査区配置図（1/2000） ……14
図7　調査区層序模式図（縦：1/60，横：1/1500）……15
図8　噴礫断面図（1/20）……16
図9　調査区平面図（1/400） ……19
図10　調査区北側平面図（1/150） ……21・22
図11　2trSH0201・0202 平面図・断面図（1/60・1/40）……24
図12　2trSH0204・0206 平面図・断面図（1/60）……25
図13　13trSH1302 平面図・断面図（1/60・1/40） …27
図14　遺構断面図（1/40）……28
図15　調査区中央平面図・遺構断面図（1/150・1/40）……31
図16　調査区南側平面図・遺構断面図（1/150・1/40）……32
図17　土器・土製品実測図（1/4） ……34
図18　石器実測図（1/2・2/3）……34
図19　調査地周辺の地形と検出遺構（1/1700）…39・40

挿表目次

表1　検出遺構一覧表 ……20
表2　土器・土製品観察表 ……44
表3　石器観察表 ……44

本文写真目次

写真1　試掘調査風景（北西から） ……13
写真2　試掘1トレンチ 全景（南から） ……13
写真3　試掘2トレンチ 全景（南から） ……13
写真4　試掘3トレンチ 全景（南から） ……13
写真5　立会調査南側 遺構検出状況（南から） ……36
写真6　立会調査南側 遺構検出状況（南から） ……36
写真7　立会調査 溝検出状況（北東から） ……36
写真8　立会調査 自然流路検出状況（北東から） …36

第１章　調査の経緯と経過

第１節　発掘調査の経緯

(1) 調査に至る経緯

平成24年12月に工事を計画する事業者側から本市教育委員会（以下，市教委）に高松市太田下町2361-1，2362-1，2367，2368，2370，2373，2375-1の包蔵地照会があった。当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地「太田下・須川遺跡」の南側隣接地にあたることから，双方で試掘調査の実施等を協議し，同年12月28日付けで事業者より試掘調査の依頼が市教委に提出された。以上の経緯から，試掘調査を事業者の任意の協力により平成25年1月17日の実働1日で本市教委が実施することとなった。

試掘調査では，おもに建物が建設される予定の事業対象地北半に試掘調査区を設定して調査を行った。その結果，大半のトレンチで遺物包含層や土坑と考えられる遺構を検出し，また弥生時代後期と考えられる遺物が出土した。この結果を香川県教育委員会（以下，県教委）に報告したところ，試掘調査で遺構等を検出した事業対象地の一部が範囲変更として太田下・須川遺跡に追加登録された。

その後，当該地で商業施設の新築工事が実施される方向で計画が進められたため，発掘調査の費用負担者となる旧土地所有者側と市教委で協議が行われるなか，同年3月12日付けで事業者から埋蔵文化財発掘の届出が市教委に提出された。その届出を市教委から県教委に進達したところ，同日付けで県教委より工事着工前に発掘調査を実施する旨の指導があった。

発掘調査の実施に向けて旧土地所有者等と市教委はその後も協議を重ね，費用面などの合意が形成されたため，同年3月12日付けでその時点の土地所有者でかつ発掘調査の費用負担者と業務を管理する高松市で協定を締結し，「太田下町商業施設新築工事に伴う埋蔵文化財調査管理業務」として，埋蔵文化財の発掘調査を実施することとなった。なお，協定書締結前になるが，費用負担者の意向で発掘調査全般を業者委託とすることとなり，同年3月11日付けで費用負担者と費用負担者側が選定した委託業者とで契約が交わされた。

(2) 本工事における埋蔵文化財の保護措置

本事業に伴い発掘調査を実施し保護措置を図ったのが，図6に示すとおり事業予定地の北側である。ここで建設が予定されている建物基礎と擁壁の設置工事について，試掘調査で把握した遺構面に影響を与えるため，前述のとおり事前の保護措置が必要であるとの指導が県教委よりなされた。このうち，一定の掘削面積となるのが建物基礎の設置箇所である。大小様々な長方形の基礎が40個程度設置されるため，この部分については県教委の指導により発掘調査を実施することとなった。擁壁設置箇所については狭小の掘削坑であることから，本調査後に実施される開発工事の際に本市文化財課の職員が立ち会い，保護措置を図ることとなった。なお，今回の基礎設置箇所の発掘調査について，小規模なトレンチを40個程度掘削することは効率的でなく，かつ遺構の平面形をとらえることが容易でないため，費用負担者側の了解のもと，端と端の基礎を結んだラインで調査区を設けることとした。基礎が設置される箇所以外は工事で破壊されることがないため，この部分は遺構の平面形を確認することを重点的に行った。ただし，基礎設置箇所で遺構を検出し，その遺構が基礎以外の箇所にも広がる場合は，遺構の性格を特定するため最小限度の断ち割り調査を行い，遺構の内容把握に努めた。

以上の条件で行った重機掘削の範囲は約438㎡で，そのうち遺構・遺物包含層の調査・記録保存を行った範囲が約354㎡である。調査期間は平成25年3月22日～4月12日までの実働16日であった。

なお，本調査終了後，事業対象地では7月から開発工事が行われ，立会調査で対応することとなっていた擁壁設置箇所等についての立会調査を実施した。また，擁壁は事業対象地南側の周知

の埋蔵文化財包蔵地以外の範囲でも実施されたため，この部分については事業者の任意の協力により立会調査を行った。

第2節　発掘調査の経過（調査日誌抄）

今回の発掘調査は，各調査区のすぐ横に排土置場を確保できたため，重機の侵入路を確保しながら調査区の重機掘削を進めた。

発掘調査は平成25年3月22日から開始し，1～6トレンチまでの調査区設定と1～3トレンチの重機掘削を行った。その後，順次，重機掘削と人力による遺構掘削を進めた。2トレンチ西端で竪穴建物跡が複数棟認められたため，4月1日に費用負担者立ち会いのもと，隣接する部分の擁壁設置箇所も本調査のなかで調査することで了解いただいた。

以上のように調査を進め，4月12日に遺構の掘削と図面作成が終了し，現地での調査がすべて完了した。詳細な調査経過は，下記の調査日誌抄のとおりである。

調査日誌抄（平成25年3月22日～同年4月12日）

3月22日（金）　調査道具の搬入。1～6トレンチの調査区を設定し，そのうち1～3トレンチの重機掘削を行う。重機掘削を行ったトレンチでは，試掘調査で確認したように，遺物包含層上面から掘り込まれる遺構をいくつか確認した。なお，本日は調査区周辺にトラロープ等で養生し，安全管理作業も行った。

3月23日（土）　4～6トレンチの重機掘削を行う。なお，第一遺構面で遺構が認められない3トレンチでは第二遺構面の調査に着手した。

3月25日（月）　1・4・5トレンチの遺構掘削と図化作業を行う。また，2トレンチ西端から遺構検出を行う。2トレンチ西端で掘り形が方形に近い遺構（SH0201・0202）を2基確認し，その内部には焼土や炭化物が認められた。竪穴建物跡の可能性を考える。

3月26日（火）　2･4トレンチの遺構掘削を行う。昨日，2トレンチで確認した方形に近い掘り形の遺構は竪穴建物跡の可能性が高いと考え，それぞれSH0201・0202と命名。2トレンチ西端付近の遺構密度が高く，事業対象地西側が集落の中心に相当する可能性を考える。このほか，1・4・5トレンチで第二遺構面までの掘削および遺構検出を行う。4トレンチの第二遺構面で性格不明の掘り込み（SX0410）を1基検出した。

3月28日（木）　2トレンチの遺構掘削を行う。また，2トレンチ西端で竪穴建物跡が複数棟認められたことから，その南側にあたる6トレンチの遺構検出を優先して行ったが竪穴建物跡は認められなかった。

3月29日（金）　7～11トレンチの重機掘削・遺構検出を行う。これらのトレンチでは，遺構密度は高くないもののピットや溝などが認められた。

3月30日（土）　7～10トレンチの第一遺構面の遺構掘削を行う。遺構掘削が完了したトレンチから写真撮影・図化作業を行い，引き続き第二遺構面までの掘削を人力で行った。なお，人力で掘削した遺物包含層について，遺物の有無を丁寧に確認したが，土器・石器を含むものの包含量は多いとは言えなかった。

4月1日（月）　昨日に引き続き7～11トレンチの遺物包含層を人力により掘削する。第二遺構面での遺構検出を行うが遺構は認められなかった。

4月3日（水）　12・13トレンチと擁壁設置箇所（14トレンチ）の重機掘削を行う。12トレンチについては第一遺構面での遺構確認を行い遺構が認められなかったため，引き続き重機で第二遺構面までの掘削を行う。

4月4日（木）　2・12・14トレンチの遺構掘削を行う。14トレンチでも2トレンチで確認したSH0201・0202の掘り形の続きを確認した。また，13トレンチの遺構検出作業を行う。13トレンチでも竪穴建物跡の可能性が高い掘り形（SH1302）を検出した。

4月5日（金）　2・14トレンチの遺構掘削を行う。2トレンチSH0201・0202の床面に掘削された遺構の調査を開始する。また，12・14トレンチの遺構掘削・記録作成を行い，双方のトレンチの第一・二遺構面の調査が完了した。

4月8日（月）　13トレンチSH1302の調査を行う。床面上面からピットが掘り込まれていることを確認した。それ以外では，2トレンチの第二遺構面までの人力掘削を行う。

4月9日（火）　13トレンチSH1302埋土の掘削と遺構掘削を行う。本日で，13トレンチSH1302の掘り形までの掘削が完了した。

4月10日（水）　13トレンチの遺構掘削および遺物包含層の掘削を行う。13トレンチの第一遺構面の遺構掘削が完了した。また，2トレンチも遺物包含層の掘削

と第二遺構面での遺構確認を行う。

4月11日（木） 12トレンチの遺物包含層を掘削し，第二遺構面の遺構確認を行う。本日で，遺構掘削はすべて完了した。また，事業者側と協議し，調査後の事業地の安全管理のため道路に接したトレンチのみ重機による埋め戻し作業を行う。

4月12日（金） 遺構図面の作成を行う。本日で図化作業はすべて完了した。調査機材の片付けと搬出を行う。本日で，現地での作業はすべて完了した。

第3節　整理等作業の経過

調査終了後，平成25年5月から本格的な整理作業を開始した。作業のおもな内容は，現場で作成した図面・写真の基礎整理，出土遺物の洗浄・接合・実測作業，そして遺構図・遺物実測図のトレースや挿図の作成などである。おおむね同年5・6月にこれらの作業が完了し，それ以降は原稿の執筆や編集作業を中心に進めた。報告書の編集作業が完了したのは平成26年1月である。

なお，出土遺物の写真撮影を平成25年10月に西大寺フォトに委託して実施した。また，現地調査で確認した液状化現象の痕跡について，香川大学の山中稔氏に御教示いただいた。さらに，2トレンチのSH0201から出土した炭化材について，樹種同定を鳥取大学の中原計氏に依頼し，同定していただいた。

第4節　周知の埋蔵文化財包蔵地「太田下・須川遺跡」の範囲について

今回の事業対象地は，試掘調査を実施する前は周知の埋蔵文化財包蔵地「太田下・須川遺跡」の南側隣接地という扱いであり，周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲には登録されていなかった。しかし，一連の試掘・発掘・立会調査を実施した結果，太田下・須川遺跡の埋蔵文化財包蔵地としての範囲が段階的に変更されることとなった。本節において，周知の埋蔵文化財包蔵地「太田下・須川遺跡」の範囲が変更された経緯・経過について整理しておく。

まず，平成25年1月17日に実施した試掘調査で今回の事業対象地北側に調査区を設定し，遺構・遺物を検出した。それまで事業対象地の北側に位置する国道11号高松東道路の一部が太田下・須川遺跡の範囲であったのが，試掘調査の成果を受けて事業対象地北側も同年1月17日付けで周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に追加された。その後，同年7月から開始された当該工事に伴う開発工事の際に行った立会調査によって，事業対象地の全域に遺構が分布することを確認したため，同年10月10日付けで事業対象地全域が埋蔵文化財包蔵地として登録された。

以上のとおり，平成25年に本市教委が主体となって実施した一連の調査によって，合計2回，周知の埋蔵文化財包蔵地「太田下・須川遺跡」の範囲が変更されることとなった。平成25年12月現在の包蔵地の範囲は図6に示すとおりである。

第2章　位置と環境

第1節　太田下・須川遺跡の位置と地理的環境（図1・2）

高松市は香川県のほぼ中央に位置する県都で，平成17年9月および平成18年1月に近隣の庵治町，牟礼町，塩江町，香川町，香南町，国分寺町の6町と合併した。その結果，市域の面積も合併前の約1.9倍にあたる約375㎢に拡大し，さらに人口も約42万人となり，これまで以上に四国における中核的な都市として重要な役割を担っている。

現在の高松市における主要な居住域となっているのが高松平野と呼ばれる平野部で，地形分類では讃岐山脈を源とする複数の河川によって形成された沖積地と位置付けられている。高松平野には，西から本津川，香東川，御坊川，詰田川，春日川，新川というおもに6つの河川が北流して瀬戸内海へと流れ込んでいる。これらの河川のなかでも香東川は現在の春日川よりも西側の沖積平野を形成したと考えられており，高松平野の地形形成過程を考える場合に欠くことのできない河川のひとつと言える。

さて，調査地の周辺に目を転じると，特に県教委によって広範囲が調査された空港跡地遺跡周辺の地形の状況が明らかとなっている。とりわけ，林町や木太町周辺では，これまでの調査や研究によって埋没した旧河道が複数存在することが明らかとなっている。これらの旧河道は，移動や埋没の過程で後背湿地や自然堤防などを形成し，起伏に富んだ地形を形成していたと考えられている。また，旧地形の起伏は林町や木太町周辺に限られたものではなく，例えば香東川扇状地上にある複数の開析谷が示すように，高松平野は微細な起伏によって形成された平野と言うことができ，その地形は後世に平坦化され，さらに水田を造成する過程のなかで現在の景観の源が築かれたと考えられている。

今回調査を行った太田下・須川遺跡は，高松市街地の中心部から南へ約3.5㎞の場所に位置し，

図1　調査地位置図

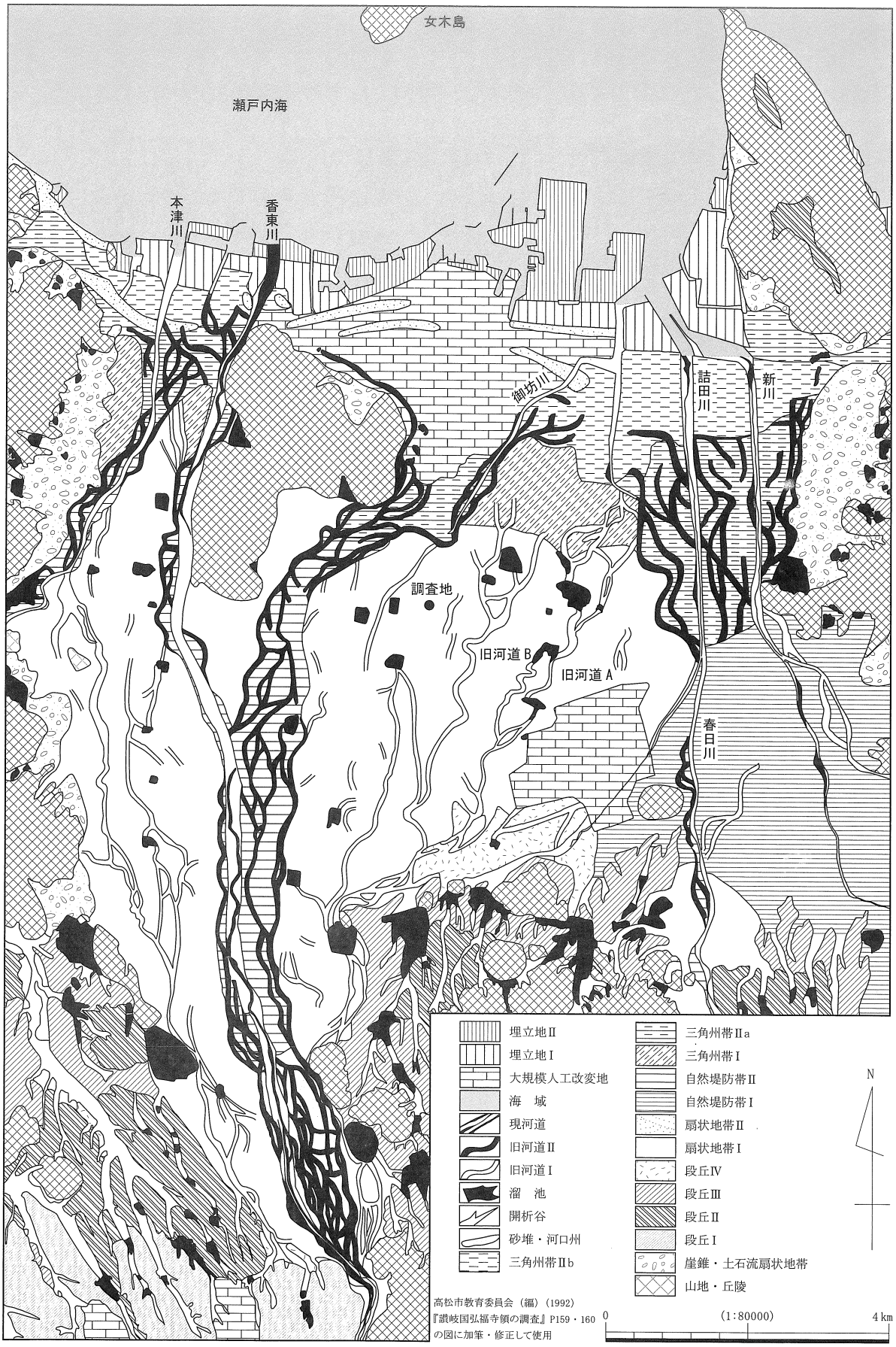

高松市教育委員会（編）（1992）
『讃岐国弘福寺領の調査』P159・160
の図に加筆・修正して使用

図2　高松平野地形分類図（1/80000）

調査地の北側には国道 11 号高松東道路が東西に位置する。この高松東道路等の建設に伴い発掘調査が広範囲にわたって行われており，調査地周辺は多くの考古学データの蓄積がある。とりわけ，太田下・須川遺跡は，県教委と市教委によって広範囲にわたって発掘調査されており，考古学情報だけでなく，高松平野の表層部の層序や，微地形等に関する調査成果が得られている。

第 2 節　太田下・須川遺跡周辺の既往の調査成果について

(1) はじめに（図 3）

調査地周辺では多数の工事に伴う発掘調査が実施されており，各時期の遺跡の様相が徐々に明らかになっている。調査地周辺の各時期の遺跡については図 3 に示したが，遺跡の概要については平成 20 年度に刊行された『太田下・須川遺跡』の報告書に詳細にまとめられているため，そ

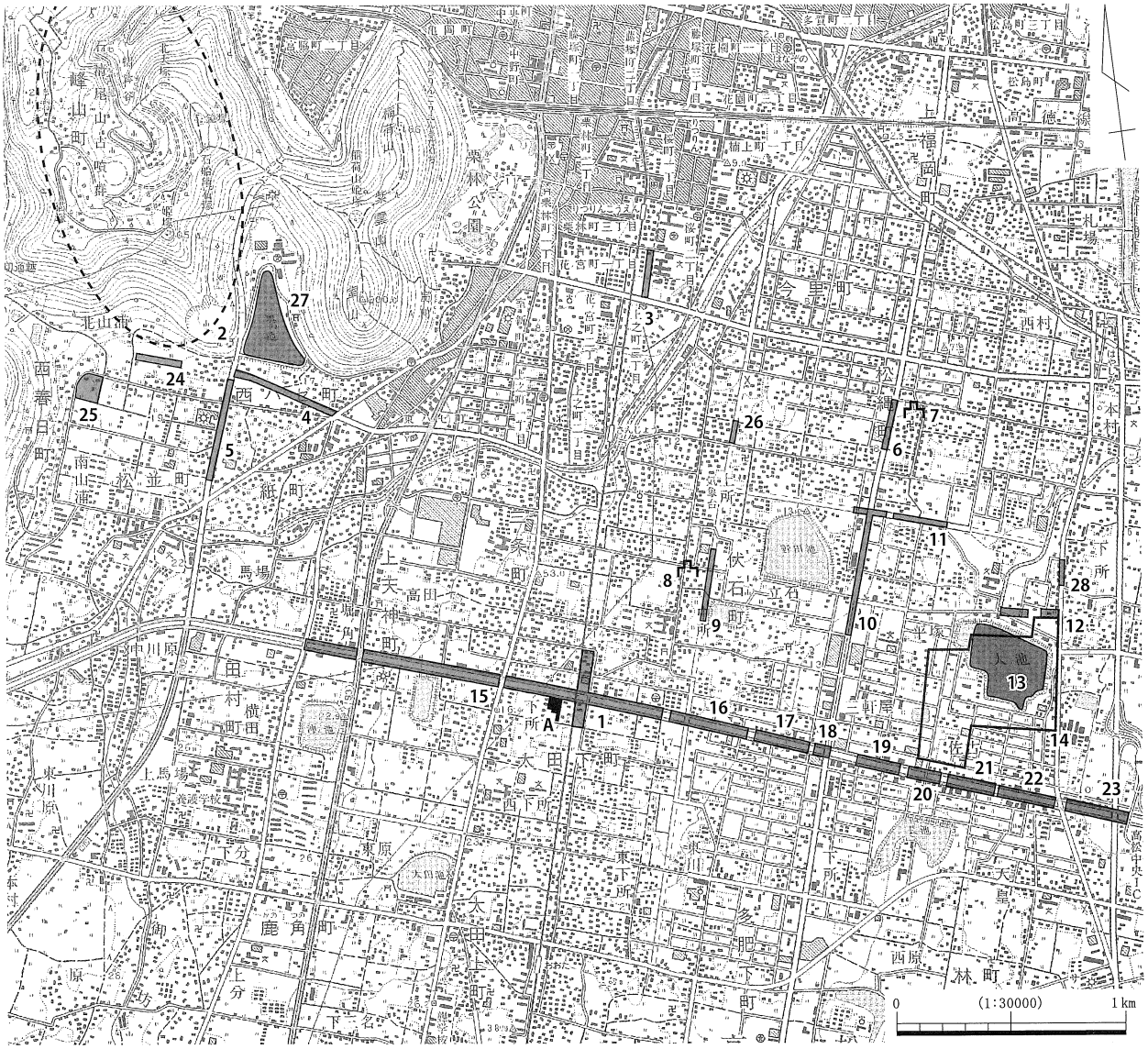

A. 太田下・須川遺跡（本調査地）　1. 太田下・須川遺跡　2. 石清尾山古墳群　3. 東中筋遺跡　4. 西ハゼ土居遺跡
5. 松並・中所遺跡　6. 天満・宮西遺跡　7. 松縄城跡　8. 佐藤城跡　9. キモンドー遺跡　10. 松縄下所遺跡
11. 境目・下西原遺跡　12. 上西原遺跡　13. 大池遺跡　14. 弘福寺領田図比定地北地区　15. 上天神遺跡
16. 蛙股遺跡　17. 居石遺跡　18. 井手東Ⅱ遺跡　19. 井手東Ⅰ遺跡　20. 浴・長池Ⅱ遺跡　21. 浴・長池Ⅰ遺跡
22. 浴・松ノ木遺跡　23. 林坊城遺跡　24. 北山浦遺跡　25.（包含地）　26. 鹿原遺跡　27. 奥ノ池遺跡
28. 木太町九区遺跡

図3　調査地周辺の遺跡（1/30000）

ちらを参照願いたい。以下に，調査の蓄積がある太田下･須川遺跡の既往の調査成果について，「地形」･「層序」･「検出遺構」の3項目に分けて整理する。

(2) 太田下・須川遺跡周辺の地形（図3・4・5）

平成25年12月時点での周知の埋蔵文化財包蔵地「太田下･須川遺跡」の範囲は，発掘調査を行った箇所を中心に，東西に約630 m，南北に約320 mと広範囲におよぶ（図3）。広大な範囲を発掘調査したことによって，太田下・須川遺跡の層序や地形について多くの知見が得られた。太田下・須川遺跡の地形の整理は，東西断面を県教委の調査成果，南北断面を市教委の調査成果を用いるが，双方の調査地の関係は図5で示すとおり，県教委が調査したD地区とE地区の間に市教

遺跡名	上天神						太田下・須川			蛙股	居石					井手東Ⅱ		井手東Ⅰ	谷長池Ⅱ	谷長池Ⅰ			谷松ノ木			林坊城					六条上所	
地形分類	微高地1	河道1	微高地2	河道2	微高地3	河道3	低地1	河道4	微高地4	低地2	微高地5	河道5	微高地6	河道6	微高地7	河道7	微高地8	低地3	微高地3	低地4	河道8	低地5	河道9	微高10	河道10	低地6	微高地11	低地7	微高12	河道11	微高地13	河道12
縄・晩期		*			*	*		*								*	*	*			*					*	*			*		
弥・前期前中					*				D								D			RF	*	RF	*			RF	*			*	*	
後葉	D								D											RF		RF	*		*	RF						
中期前葉	D								D									D			U	U XT	*			D						
中葉	D								D											*	U	U	U XT	*			D		*			
後葉	D								D *											*	U		*	*			D		*			
後期前葉	D		U	*	D U				D U T7	D	T													*		*	D		*			
中葉	D			*	D					D														*			D		*	KT		
後葉	D				D							D															D7					U
古・前期					D																					RF						U
後期					RF7																											
		上1-SR01	U1	2区3区 SR02 SR03	U2～4	6区 SR01	U5 U6	太 SR01		太 SX02										U7	長Ⅰ SR02 U8	U8	長Ⅰ SR01 松 SR03		松 SR 04	松 SX 01		坊 SX02等		坊 SR01	U9	春日川関係

集落単位　：U
潅漑水路　：D
区画墓　：KT
土器棺墓他：T
水田　：RF
その他遺構
遺物：＊

上天神遺跡　：上
太田下・須川遺跡：太
谷長池遺跡Ⅰ　：長Ⅰ
谷長池遺跡Ⅱ　：長Ⅱ
谷松ノ木遺跡　：松
林坊城遺跡　：坊

図・表は大久保編（1995）『上天神遺跡』を加筆・修正して使用

図4　周辺の地形

委の調査区が南北方向に縦断するという位置関係である。また，東西方向の断面の標高値と南北方向の標高値は，基準となる水準点が異なるものと考えられるため，必ずしも対応する数値ではない点をあらかじめ断っておく。

さて，県教委の調査で情報が得られた東西方向の地形の検討から行う。図5下段の断面図が東西方向の断面を示し，なおかつ断面図の太線がおもに遺構を検出した自然堆積層（地山）上面である。この図から大局的に地形を読み取ると，調査地西側のB地区以西とG地区以東がいわゆる低地部，C地区からF地区までの範囲が低地部に対しての微高地に相当すると考えられる。まず，低地部から詳しく見ると，A・B地区は地形面の標高が15mよりも低く，この低地部で弥生時代前期から後期にかけての遺物を含む自然流路や10～11世紀の遺物を含む自然流路など，複数条の自然流路が検出されている。この点から，比較的新しい時期まで自然流路が流下する低地部にあたると考えられ，自然流路によって運搬された土砂等の影響を考慮すると，この周辺は安定しない地形面ととらえることができる。G地区以東の低地部は，F地区東端が傾斜変換点となり，H地区でやや地形面が高くなるものの，東へ向けて徐々に地形が低くなることが読み取れる。

次に微高地の状況を見ると，調査地で最も地形の高い地点がD地区西端付近で標高約15.50mである。そこから東に向けて地形面は0.50m程度下がり，D地区東端付近からF地区まで高低差の少ない平坦な地形面が連続する。ちなみに，D地区に地形の高まりが生じた要因を検討しておくと，そのすぐ西側には前述したとおりB地区の低地部があり，そこには長期間にわたって自然流路が流下している。この自然流路は，出土遺物から弥生時代後期に集落の形成が果たされる前から機能していたものと考えられ，埋没や移動に伴い周辺の微細な地形を形成したものと推定される。このように考えると，D地区の地形の高まりは自然流路との位置関係を考慮すると，自然流路の堆積作用によって形成された自然堤防にあたる可能性が考えられる。残念ながら，自然堆積層表層部以下の堆積状況が十分に把握できていないため，この点を堆積状況から検証することは困難である。いずれにしても，D～F地区までの微高地の構造を単純化してとらえると，微高地西端の地形面がやや高く，それより東側におよそ150mの範囲で平坦面が続くということになる。

南北断面については，図5上段の断面図から地形面を概観する。これを見ると，調査地南端のC調査区が最も標高が高く15.50m，そこからB調査区⑦地点まで標高約15.00m程度の平坦面がおよそ110mの範囲で連続し，B調査区⑦地点から北側に向けて徐々に地形が低くなる。ちなみに，B調査区⑦地点のすぐ北側では，時期不明の自然流路が検出されている。

以上を整理すると，南北方向については，C調査区⑩地点からB調査区⑦地点までが微高地に相当する平坦面，そこから北側は低地部にあたると考えられる。

以上を踏まえて，東西・南北方向の地形面の特徴を総括すると，要点は以下のとおりである。
①低地部は，東西方向ではB地区以西とG地区以東，南北方向がB調査区⑦地点以北と考えられる。
②微高地は，東西方向がC地区からF地区まで，南北方向がC調査区南端からB調査区⑦地点付近までと考えられる。

なお，今回の事業対象地の地形的な位置を検討すると，本調査地は太田下・須川遺跡のなかでも相対的な微高地上に位置するものと考えられる。

(3) 太田下・須川遺跡周辺の層序

太田下・須川遺跡の東西方向の断面に注目すると，遺構面となる自然堆積層の直上に黒色土が各所で認められる点は特徴的である。この黒色土は，地山面上面のうちC・D・F・G・H・I地区に認められ，最も厚く堆積するのが，地形的に最も低いI地区である。このうち，D地区は先述した微地形の区分に従えば微高地上に位置し，黒色土は地形面のなかでも局所的な窪み上に堆積していることが分かる。C地区についてもこれと同様に，微高地と低地部の縁辺部付近の局所的な窪み上に黒色土が堆積する。一方，G・H・I地区は低地部に位置し，この部分ではとくにI地

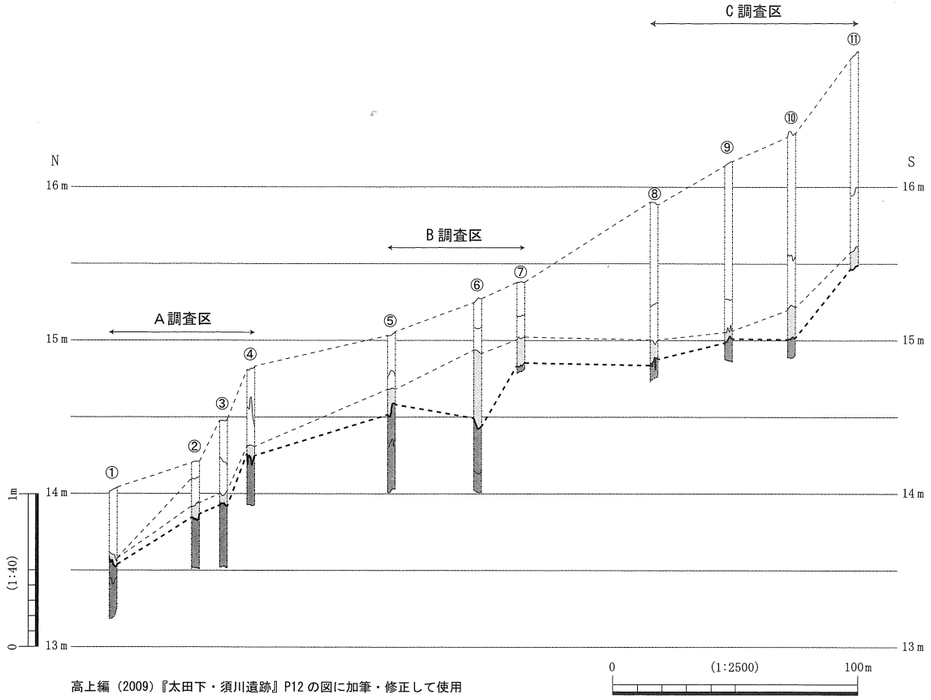

高上編（2009）『太田下・須川遺跡』P12 の図に加筆・修正して使用

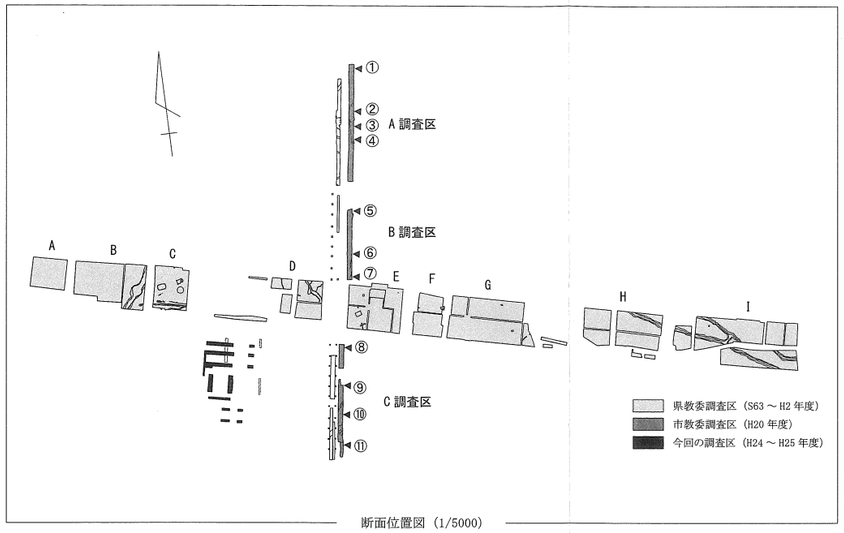

断面位置図（1/5000）

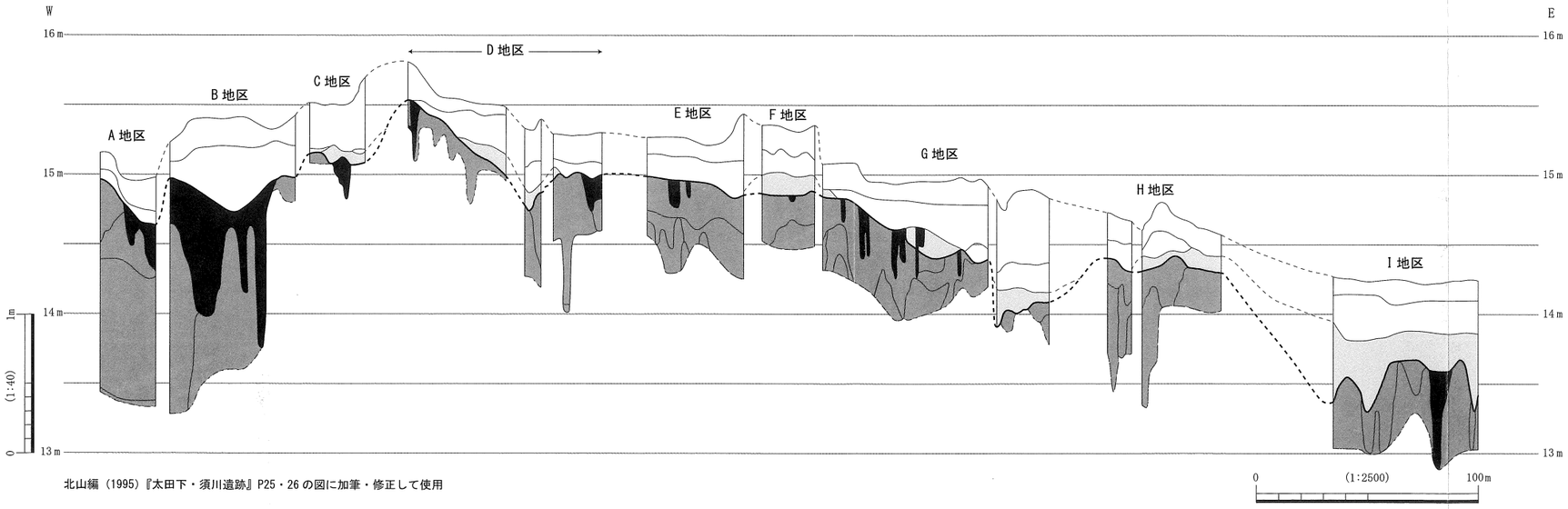

北山編（1995）『太田下・須川遺跡』P25・26 の図に加筆・修正して使用

図5　調査地周辺の層序（縦：1/40, 横：1/2500）

区で厚く黒色土が堆積する。F地区については，G地区以東の低地部と微高地の境界付近に位置するものの，比較的平坦な地形面上に黒色土が堆積している。

以上を整理すると，黒色土は，局所的な窪みに堆積する黒色土，低地部に堆積する黒色土，平坦地に堆積する黒色土，以上のようにおおまかに3つに分かれる。このうち，F地区の黒色土については，土層断面では盛り上がるように堆積していることから，他の黒色土とは異なる形成要因であった可能性が考えられる。

南北方向の断面では，調査地の南端から北端まで黒色土を普遍的に確認でき，B調査区⑥地点で最も厚く堆積する。南北方向の断面では，微高地と低地部の区分に関係なく黒色土が普遍的に堆積するという点で，やや東西方向の断面とは異なる傾向が読み取れる。

さて，上記のように，確認された層序のうち対比がしやすく，なおかつ遺跡の堆積環境を理解する場合に重要と考えられる黒色土の分布等を確認した。報告では「黒色土」と一括して呼称しているが，調査範囲が広範囲にわたるため地点によって堆積する時期や黒色土の供給源は異なる可能性がある。自然堆積層（地山）表層部以下の堆積が明らかでないためその点を検討することはできないが，少なくとも巨視的に見ると，黒色土が堆積する範囲は類似した堆積場にあったことが想定される。ちなみに，本市教委の調査時に黒色土の詳細な分析が行われており，それによれば「土壌発達する時期を挟在する後背湿地のような堆積環境であったと推定されることから，乾湿の繰り返すような場所であったことが推定される」と述べられている。この見方が正しければ，調査地周辺は微地形の区分はできるものの，相対的に後背湿地のような環境にあった可能性が考えられる。この点を検討する場合に留意すべきは，県教委調査のB地区の低地部とそこを流下する自然流路である。調査で把握されているなかで最も周辺の微地形の形成に影響を与えている可能性があるのがB地区の自然流路と考えられ，なおかつ長期間自然流路が流下する。可能性のひとつとして，黒色土の供給源がB地区付近の自然流路と想定することもできるかもしれない。このように考えると，仮定となるが，地形の項目でも述べたように自然流路の東側に自然堤防があり，その背後（東側）に後背湿地が広がるという，太田下・須川遺跡の集落景観を推定できるかもしれない。ただし，この点はさらに周辺の調査成果や旧地形を判断したうえで慎重に検討しなければならない課題と言える。

さて，この黒色土と遺構との関係を見ると，とくに県教委の調査では遺構を被覆して黒色土が堆積していることが読み取れる。この解釈で言えば，例えば弥生時代後期の遺構が廃絶したのちに黒色土が供給されるという状況が想定される。ちなみに，今回の発掘調査では，黒色土に対応すると見られる土層（基本層序Ⅲ層）を確認しており，Ⅲ層は弥生時代後期の遺構のベースとなっていることを確認した。このことから，黒色土の供給される時期は，弥生時代後期以前に少なくとも一度はあり，その後，何度か黒色土が供給されるような時期があったのかもしれない。

以上のように，太田下・須川遺跡の範囲で，自然堆積層（地山）の上位に堆積する「黒色土」を取り上げたが，当遺跡の調査を行う場合は，この土層を詳細に観察し，かつ遺構と黒色土との前後関係に留意して調査を行うことで，より詳細に堆積環境を検討することができるようになるだろう。

(4) 太田下・須川遺跡の検出遺構

太田下・須川遺跡の既往の発掘調査では，おおまかに弥生時代後期前半，古墳時代中期～後期，古代，中世の遺構等が検出されている。検出遺構のうち，弥生時代後期の遺構の配置については図19に示した。ここでは，今回の調査地との関連で，既往の調査成果のうち，弥生時代後期から古墳時代後期にかけての土地利用に関して簡単に整理しておく。

弥生時代後期前半に帰属する遺構は，竪穴建物跡，掘立柱建物跡，井戸，溝などが検出されている。このうち，居住遺構が検出されたのは，県教委調査のC地区と県教委が立会調査で検出した市教委調査のA調査区南側の西側隣接地である。前者は先述した地形区分のうち微高地上に位

置しており，竪穴建物跡と掘立柱建物跡など居住に関わる遺構が複数棟検出されている。一方，後者は地形的には低地部に位置し，調査では竪穴建物跡と考えられる遺構の一部分をわずかに検出したにとどまっている。またこの地点は，遺跡の範囲内で低地部にあたることから，必ずしも良い立地とは言えない。後述するとおり，今回の調査によって居住遺構が検出された県教委調査のＣ地区と近い距離にある事業対象地西側で，竪穴建物跡などの居住遺構を複数棟検出した。このことから，弥生時代後期の集落の主要な居住空間は，県教委調査のＣ地区および今回の事業対象地西側付近と考えるのが妥当と言える。この解釈は，周辺の地形面の整理をとおして得た知見と整合的に理解することができ，周辺地で最も地形的に高く安定した地点に集落の中心を配置しようという意識を読み取ることができる。

一方，古墳時代の遺構については，おもに中期から後期にかけての竪穴建物跡，掘立柱建物跡，溝などが検出されている。このうち，居住遺構が複数棟検出されたのが県教委調査のＥ地区東側からＧ地区西半にかけての範囲である。この範囲は，東西方向に見た場合の微高地の東端付近に位置し，なおかつ微高地と低地部との傾斜変換点付近にあたる。検出遺構の分布等から，この範囲が古墳時代の集落の中心部にあたると考えられる。

検出遺構から双方の土地利用の状況を概観したが，大きな特徴として，弥生時代後期の集落の中心と古墳時代中期～後期にかけての集落の中心が合致しないという点は看過できない。時期を隔てた集落であるため必ずしも同じ場所に集落を形成する必要性はないが，当然，地形的に有利な場所に集落を形成するのが合理的と言える。このように考えると，古墳時代の集落が弥生時代の集落より東側に位置する要因について，一定の見解を持っておく必要がある。

この事象に影響があると考えられるのが，県教委調査のＢ地区で検出された自然流路である。この付近には，少なくとも弥生時代から10・11世紀頃まで機能した自然流路が流下している。自然流路のすぐ東側に位置する弥生時代の集落の範囲は，時期によっては集落を営むうえで条件の悪い場所だったとも考えられる。この点が，古墳時代の集落が東側に営まれたことの要因のひとつになる可能性が考えられる。

太田下・須川遺跡の周辺では，多くの調査が実施されたことで考古学的成果や微地形に関する知見が得られた。今回の調査成果を，これら一連の成果に加え，より具体的に集落の構造を明らかにしていく必要があるため，その点を第６章において検討する。

第３章　試掘調査の成果

第１節　試掘調査の方法（図９）

試掘調査以前は，当地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではなかったが，北側に隣接する「太田下・須川遺跡」の遺構が当地に分布する可能性が高いと考えられたため，事業者の任意の協力により試掘調査を実施することとなった。

試掘調査は，遺構・遺物の有無を確認することと，遺構が認められた場合に遺構の分布状況を把握することを念頭に行った。試掘調査区は，事業対象地の北半を中心に４本設定し，合計約 74 ㎡を調査した（図９）。なお，試掘調査は平成 25 年１月 17 日の実働１日で行った。

調査方法は，重機を用いて遺構面まで掘削を行い，人力で本調査の第一遺構面に相当する遺構面において遺構検出・掘削作業を行った。

第２節　試掘調査の調査概要（写真１～４）

試掘調査の概要については，平成 25 年度に刊行した高松市教育委員会（編）『高松市内遺跡発掘調査概報 - 平成 25 年度国庫補助事業 - 』に掲載しているが，要点は以下の５点である。

① 遺構面は確実なもので一面（遺物包含層上面），不確定ながらその下位にもう一面（地山上面）存在する可能性がある。
② 上位の遺構面までの深さは，基準とした北側の道路天端から約 1.40 m下である。
③ すべてのトレンチで遺物包含層を確認し，１～３トレンチで遺構を検出した。
④ 検出した遺構の帰属時期は，出土遺物から判断して弥生時代後期の可能性が考えられる。
⑤ 推定する遺構の帰属時期から，事業対象地北側で確認されている太田下・須川遺跡の弥生時代後期の集落の範囲が南側にも広がることが明らかとなった。

以上の結果であったため，当地で行われる工事について適切な保護措置を図る必要性が生じた。

写真１　試掘調査風景（北西から）

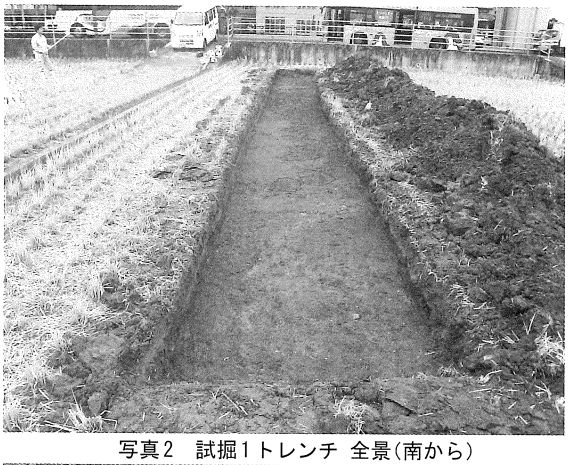
写真２　試掘１トレンチ 全景（南から）

写真３　試掘２トレンチ 全景（南から）

写真４　試掘３トレンチ 全景（南から）

第４章　発掘調査の成果

第１節　層序・自然環境・地形

(1) 基本層序（図６・７・９，図版 1-1 ～ 4）

調査区の配置は図６に示したが，調査地点の層序は大別して４層にまとめることができる。Ⅰ層は現代耕作土（層厚約 0.15 ～ 0.25 m），Ⅱ層は床土（層厚約 0.05 ～ 0.25 m），Ⅲ層は黒褐色粘土（0.05 ～ 0.22 m），Ⅳ層はオリーブ褐色シルト～灰黄色砂礫である。このうち，Ⅲ層は図９に平面分布を示したとおり１トレンチ西側など部分的に認められない箇所もあるが，調査を行った範囲に広く分布する土層で，かつ周辺で行われた既往の発掘調査で層相が類似する土層が確認されている。Ⅲ層には少量ながら土器や石器などの遺物を含むことから，遺物包含層と呼称する。また，Ⅲ層上面は弥生時代後期以後に形成された遺構の基盤となることから，それ以前に堆積した土層と判断できる。なお，平成 20 年度に本市教委が東側 80 mの地点で実施した太田下・須川遺跡の発掘調査で層序の詳細な分析を実施しており，その記載によれば，本調査地のⅢ層と類似する土層（５層）は「土壌発達する時期を挟在する後背湿地のような堆積環境であったと推定されることから，乾湿の繰り返すような場所であったことが推定される」と記載されている。双方の調査地の距離が若干離れるため対応する土層と断定はできないが，層相が類似することや堆積する時期が近いと考えられる点を考慮すれば，本調査地周辺は同様に後背湿地のような湿潤な堆積環境にあったことが予想される。なお，Ⅲ層堆積後，その上面には弥生時代後期の集落が形成

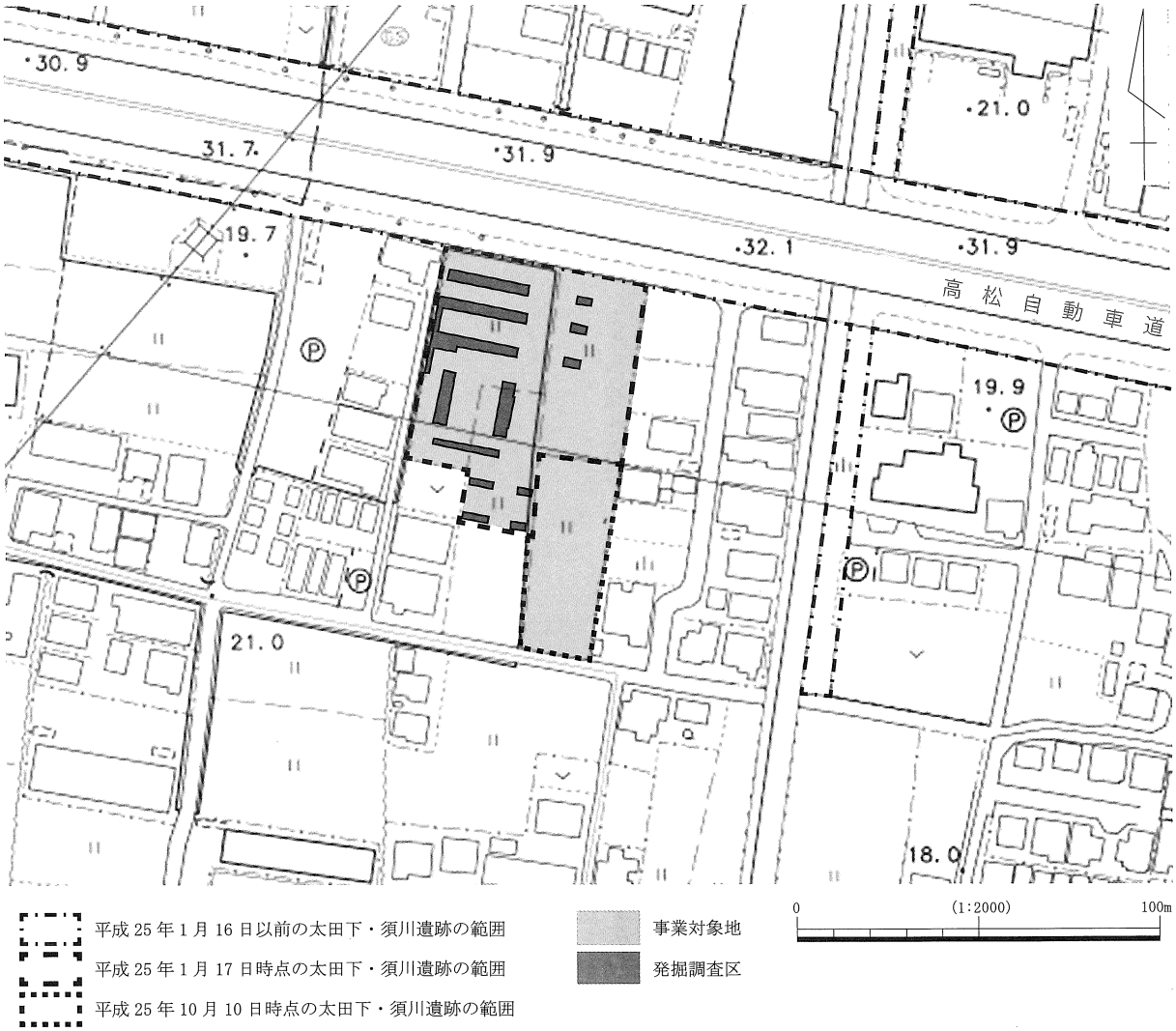

図6　調査区配置図（1/2000）

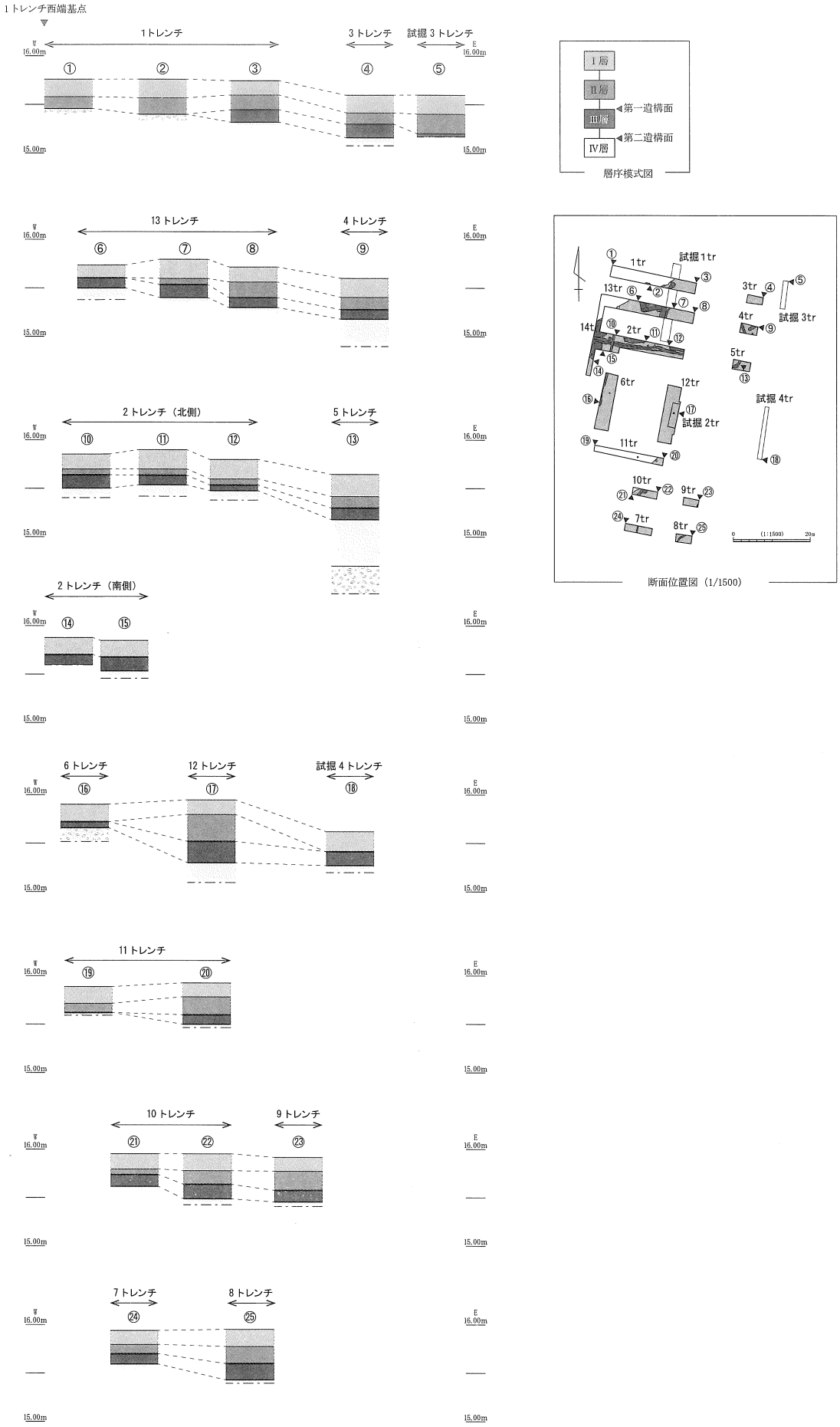

図7　調査区層序模式図（縦：1/60, 横：1/1500）

されるが，Ⅳ層上面では顕著な遺構が認められないことから，Ⅲ層堆積以前は調査地周辺が完全に離水しておらず，不安定な環境にあった可能性が考えられる。

Ⅳ層は層相から河川堆積を起源とする自然堆積層（地山）と考えられ，オリーブ褐色シルトと灰黄色砂礫を細別層として確認した。Ⅳ層表層部に露出する細別層は地点によって異なり，1トレンチ西半や11トレンチ付近では表層部に灰黄色砂礫が露出するのに対して，2トレンチや3～5トレンチ付近ではオリーブ褐色シルトが露出する。双方の堆積順序については5トレンチで観察することができ，オリーブ褐色シルトが上位，その下位に灰黄色砂礫が堆積する。

なお，今回の工事に伴い事業対象地内の2箇所でボーリング調査が実施された。ボーリング調査は，いずれも現状地盤から10ｍ程度の深さまで行われている。ボーリング調査では先述した基本層序のⅣ層表層部に認められた灰黄色砂礫と対応すると見られる土層が確認されており，砂礫層は現状地盤から7～8ｍの深度まで堆積する。砂礫層は細別することができるため，これらの土層が同一時期・要因によって形成されたものではないと考えられるが，砂礫層が堆積する時期には当地が同じような堆積環境にあったことが推定される。なお，砂礫層よりも下位の堆積状況については，1ｍ程度の厚さで砂混じり砂質粘土が認められ，その下には再び砂礫層が堆積する。

さて，調査地における生活面であるが，Ⅲ層上面で弥生時代後期の遺構などが多数分布することからⅢ層上面がひとつの遺構面（第一遺構面），4トレンチと立会調査においてⅣ層上面で遺構などを検出したことからⅣ層上面がそれよりも古い遺構面（第二遺構面）と認識することができる。

(2) 自然環境（図8・10，図版1-5・7-5）

今回の発掘調査では，現代に至るまでの自然環境に関する知見も得られたことから，遺構の記載と分けて本節でその点を報告する。

今回確認した自然環境に関わる知見は，事業対象地東側に位置する5トレンチで認められた液状化現象の痕跡（噴礫）の検出である。液状化現象の痕跡は，近年の高松平野における発掘調査で検出事例が増加しており，かつ平成20年度に本市教委が実施した太田下・須川遺跡の発掘調査においても検出されている。ちなみに，太田下・須川遺跡で確認されている噴礫の概要を整理すると以下のとおりである。

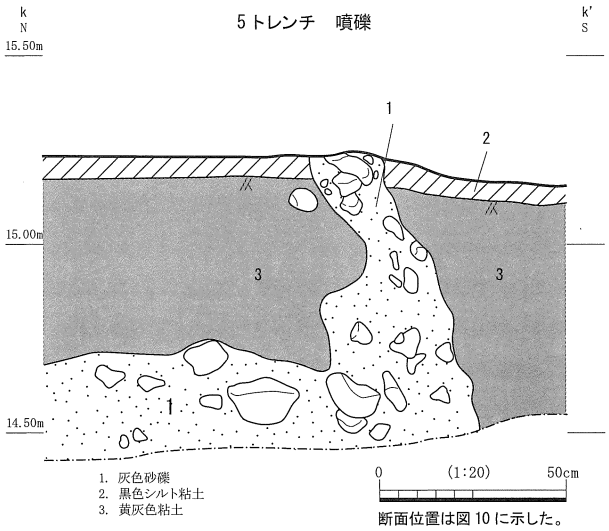

図8　噴礫断面図（1/20）

（平成20年度調査太田下・須川遺跡の噴礫）

①最も北側に位置するA調査区で噴礫を複数検出。

②断ち割り調査の結果，本調査地のⅣ層に対応する自然堆積層に含まれる円礫が上位の土層を貫入して形成されていることから，地震に伴い発生した液状化現象の痕跡（噴礫）と判断される。

③噴礫は本調査地のⅢ層に対応すると見られる弥生時代の遺物を含む土層を貫入していることから，液状化を生じさせた地震は弥生時代以降に発生したものに限定できる。

④地質構造や粒度等の分析の結果，噴礫を生じさせた地震は海溝型地震以外の内陸直下型地震によるものと推察される。

それでは，既往の噴礫の検出例を参考に今回の検出事例について述べる。5トレンチの第一遺構面上面での遺構検出時に，長軸約1.50ｍ，短軸約0.60ｍの範囲で不整形に自然礫が分布する状況を確認した（図10）。自然礫の分布範囲は後述するSD0501と重複関係を有する。観察の結果，SD0501が自然礫の分布範囲を破壊して掘削されており，この自然礫が先行して分布していたこ

とが分かる（図版 7-5）。5 トレンチの遺構を調査したのち，自然礫の分布範囲を南北方向に断面観察できるよう検出面から約 0.80 mの深さまで断ち割り調査を実施した。その結果，噴脈部のマトリクスが砂礫であること，噴脈内にとどまっている自然礫が縦を向いていること，自然礫が基本層序のⅢ層（遺物包含層）を切り込んでいること，Ⅳ層の下部に堆積する灰色砂礫層が平面で認められた自然礫の供給源であること，以上をとらえることができた。以上の諸点から，自然礫は地震に伴い発生した液状化現象の痕跡，いわゆる「噴礫」であると断定した。今回検出した噴礫は，Ⅲ層を貫入することと，弥生時代後期の遺構と考えられる SD0501 に破壊されることから，Ⅲ層形成以降で，かつ SD0501 の開削前に発生した地震によって生じた痕跡と推定される。

噴礫の検出は，当地が今日に至るまでの間に大規模な地震に見舞われたことを具体的に示す痕跡であり，なおかつある程度時期を限定できることから，遺跡を取りまく自然環境を知るうえで重要な知見のひとつと言える。

(3) 調査区内の地形（図 7・9）

調査を行った太田下町周辺は，他の高松平野の地勢と同様に緩やかに北に下る地形を呈する。調査前の事業対象地は水田として土地利用が行われており，北側に隣接する国道 11 号高松東道路の道路天端から 1 m以上低い地点に水田面が形成されていた。調査前の観察では，事業対象地は複数筆の水田に区画されており，南側の水田から数 10 ㎝ずつ北へ向けて水田面が低く造成されていた。今回の発掘調査において事業対象地北側に合計 14 箇所の調査区を設定したが，調査区を設定した東西 50 m，南北 70 mの範囲においても微細な地形面の起伏をとらえることができた。ここでは，下位に位置する第二遺構面，その上位の第一遺構面の順に地形面の詳細を整理する。

ａ．第二遺構面の地形面

図 7 を使用して調査地における第二遺構面の状況を確認する。図 7 の柱状図は東西方向に並べて層序と各遺構面を整理したが，第二遺構面の標高が最も高いのが 6 トレンチ西端の標高 15.65 m，それに続くのが 10･7 トレンチの標高 15.60 m，13･2 トレンチ西側付近の標高 15.50 mである。一方，最も標高の低い地点が 4･5 トレンチの標高 15.18 mで，他の地点と比較すると極端に低い。

以上を整理すると，調査を行った範囲では事業対象地北西側に位置する 13 トレンチ西半から 6 トレンチ付近にかけてと，事業対象地南西側の 10 トレンチから 7 トレンチ付近が地形的に高い地点と言える。一方，6 トレンチの東側に位置する 12 トレンチ付近から急激に地形が下がり，調査地北東側の 3 トレンチから試掘 4 トレンチ付近が最も地形的に低くなるという傾向を読み取ることができる。この傾向を踏まえて，標高 15.50 m前後の地点を微高地，それよりも低い地点を低地部と便宜的に呼称する。なお，微高地と低地部の最大の比高差は約 50 ㎝で，極端な地形の高低差とまでは言えないが，調査地が単純な平坦面とは異なる地形面を呈していたことが 50 ㎝の比高差から読み取ることができる。なお，先述したⅣ層表層部に露出する細別層の相違は，先に示した地形の高低差とおおむね対応しており，微高地では灰黄色砂礫が露出し，低地部ではオリーブ褐色シルトが露出するというおおまかな傾向がある。なお，先述した周辺の調査成果で把握した地形面との対比を行うと，今回の調査地はいずれの地点も微高地と同じ高さの範囲にあたるが，微高地内においても多少の起伏が存在することを示していると考えられる。

ｂ．第一遺構面の地形面

第一遺構面の基盤となるⅢ層を検出した範囲は図 9 に示したが，前述した第二遺構面の上面の標高が高い地点には認められないか，ないしは層厚が薄い点が傾向として認められる。また，第一遺構面は，基本的に第二遺構面の標高が高い地点に対応して高低差が形成されているようだ。このため，第二遺構面は第一遺構面に準じる形で，地形的な傾向に変わりなく生活面が形成されていると見ることができる。第一遺構面は弥生時代後期の集落の基盤となる生活面に相当するが，自然地形に手を加えず集落は形成されたと考えられる。なお，第一遺構面の基盤となるⅢ層の厚さを見ると，地形的に低い 12 トレンチ付近で 22 ㎝堆積しており，そのほかは 8 トレンチや 3 ト

レンチなどで15㎝前後が堆積する。Ⅲ層の上位は近年の耕作に関連する土層であるため上面はいくらか削平されていると考えられるが，いずれにしてもⅢ層は調査地のなかでも低地部により厚く堆積する傾向があると言える。

ｃ．遺構面と検出遺構について

第一・二遺構面の地形を概観したが，のちに詳細を述べる検出遺構との関係を見ておく。第一遺構面では，今回の調査で居住に関わる遺構を検出したのが事業対象地北西側に位置する13トレンチと2トレンチで，先に述べた微高地の範囲と言える。一方，居住遺構が認められず，溝などの遺構が主体的に開削されていたのが4・5トレンチなどで，地形の区分に従えば低地部にあたる。この点から，わずかな高低差のなかでもより地形的に安定した地点を選択して集落の中核を形成していることが推定でき，なおかつ集落の中心は事業対象地の西側にあることが地形面の観察から予想することができる。

一方，第二遺構面は，検出遺構そのものが少なく，なおかつ出土遺物が無いため遺構面の形成時期は不明だが，少なくとも第一遺構面の集落が形成される弥生時代後期以前に当地において積極的な土地利用があったとは考えにくいと言えそうだ。

第2節　調査方法

(1) 調査区の設定と調査手順（図9）

今回の工事で遺構に影響を与えるのは，建物の基礎設置箇所である。建物基礎は，長方形に40個程度が設置される計画で，それぞれを個別に調査することは作業効率的にも遺構の詳細を把握することにおいても不都合が多い。そのため，両端に位置する基礎の幅を結んだ長方形の範囲を調査区として設定した。このように設定した調査区の総面積は約438㎡である。ただし，基礎設置箇所以外は工事によって遺構が破壊されることがないため，その部分は基本的に遺構検出のみを行い，遺構の性格を特定する場合など必要な場合のみ部分的に最小限度で断ち割り調査を実施した。以上のとおり実施した今回の発掘調査における記録保存の範囲は，前述した調査区の設定面積の約80％にあたる約354㎡である。

調査区名は，重機掘削を行った順に1～14までの番号を与えており，必ずしも隣り合った調査区が連番とはなっていない。重機・遺構掘削は，排土置き場，重機の進入路，調査区の養生の3点を考慮して大きく2回に分けて行うこととした。具体的には1トレンチから6トレンチまでの重機掘削・遺構の調査を先行し，これらの調査がある程度完了した時点で7トレンチから14トレンチまでの調査に移行した。

掘削方法は，試掘調査によって本遺跡は遺構面が二面あることを事前に確認していたため，調査区を設定した範囲すべての第一遺構面までの土層を重機で掘削し，遺構検出を行った。その後，基礎設置箇所のみ人力で遺構の掘削を行った。第一遺構面の遺構の調査が完了したのち，引き続き基礎設置箇所のみ第二遺構面の調査を行った。第二遺構面までの掘削は，第二遺構面の直上に堆積するⅢ層の遺物包蔵状況等を確認するため，先行して人力によってⅢ層を掘削して状況の把握に努めた。その結果，Ⅲ層の遺物量が少ないことが明らかとなったため，それ以外の基礎設置箇所は重機によりⅢ層を掘削し，その後，遺構の調査を行った。以上の手順で調査を行ったため，重機の手配や記録作成の進度によって，調査区によって異なる調査面を同時に調査するという状況となった。

なお，今回の発掘調査は，事業者側との事前協議の結果，埋め戻しは実施しないことになっていたため，重機の進入路の確保と安全面が懸念される箇所のみ重機によって埋め戻しを行い，それ以外は，調査区の埋め戻しは行っていない。

(2) 遺構番号・遺物の取り上げ・図化作業（表1）

遺構番号は，各調査区で遺構の性格に関係なく検出した順に01から順に番号を付し，各遺構

図9　調査区平面図（1/400）

の性格ごとに遺構の略称（SH・SK・SP・SD・SX など）を冠した。さらに，異なるトレンチで同一の遺構名が生じることとなったため，個別の認識番号となるように現地調査で付した番号の上にトレンチ番号を加えた。例えば，2 トレンチで検出した SH01 は「SH0201」，13 トレンチで検出した SH02 は「SH1302」である。なお，今回の調査は，溝など同一の遺構の可能性があるが異なる調査区で検出したため，同一の遺構であると断定できなかった場合がいくつかある。この場合は，異なる遺構番号を与え，遺構の記載時に関連性について整理した。また，遺構の性格については，一部調査後に変更したものがあるので，最終的なものについては表 1 を参照願いたい。

表1　検出遺構一覧表

調査区名	遺構番号（旧）	遺構番号（新）
1	SX01	SX0101
	SX02	SX0102
	SX03	SX0103
2	SH01	SH0201
	SH02	SH0202
	SD03	SD0203
	SX04	SH0204
	SD05	SD0205
	SX06	SH0206
	SD07	SD0207
	未命名	SP0208
	未命名	SP0209
	未命名	SP0210
4	SP01	SP0401
	SD02	SD0402
	SX03	SX0403
	SX10	SX0410
5	SD01	SD0501
6	SD01	SD0207
	未命名	SP0602
7	SD01	SD0701
8	SD01	SD0801
9	SD01	SD0901
10	SD01	SD1001
	未命名	SX1002
11	SP01	SP1101
	未命名	SP1102
12	SP01	SP1201
13	SD01	SD1301
	SH02	SH1302
	SD03	SD1303
	SX04	SX1304
	SX05	SX1305

遺物の取り上げは遺構単位で行い，層位が判明している遺物は出土層位まで記載した。

図化作業を行ううえでの基準となる基準点測量は，発掘調査の委託業者が，本市教委が平成 20 年度に設置した太田下・須川遺跡の基準点を用いて，事業地内に世界測地系に従った基準点を移設した。水準点は，20 年度の調査成果との整合を図るため，20 年度調査の基準点の水準から直接測量した。このように設置した基準点を用いて，平面図についてはすべて手測り測量で記録を作成した。調査区全体の平面図は 1/50 の縮尺で図化し，個別の遺構で遺物等が出土した場合は 1/20 の縮尺で平面図を作成した。断面図もすべて手測り測量によって 1/20 の縮尺で図化した。

第 3 節　検出遺構の概要（図 9）

今回の発掘調査では，合計二面の遺構面を確認し，第一遺構面で竪穴建物跡などおもに弥生時代後期に形成された集落に関わる遺構を確認した。ここで，各調査面の検出遺構を概観しておく。

第一遺構面で検出した遺構は，竪穴建物跡，土坑，ピット，溝，性格不明遺構である。特筆されるのが竪穴建物跡で，今回の調査では合計 5 棟（SH0201・SH0202・SH0204・SH0206・SH1302）を確認した。これらの居住遺構は事業対象地北西側の微高地上に構築されており，低地部には認められない。このほか，竪穴建物跡との前後関係を有する溝やピットなどが掘削される。事業対象地南側の調査区では溝やピットは認められるものの，検出遺構は少なく，なおかつ居住遺構は認められない。これらの遺構は，出土遺物からおもに弥生時代後期に帰属する集落に関わる遺構と考えられる。なお，6 トレンチで検出した SD0601 は出土遺物から中世に開削された溝と考えられるが，埋土が他の弥生時代の遺構と比較すると明らかに異なることから，古墳時代以降の遺構は調査地内にはわずかに存在する程度と考えられる。

第二遺構面では，人為的に掘削された遺構は明確に認められず，わずかに 4 トレンチで性格不明遺構（SX0410）を 1 基確認したことと，後述する立会調査において事業対象地南側で検出した溝が 1 条認められた程度である。この点から，第二遺構面が生活面である段階での当地の土地利用は積極に行われていなかった可能性が高い。

第 4 節　検出遺構

(1) 遺構の記載方法

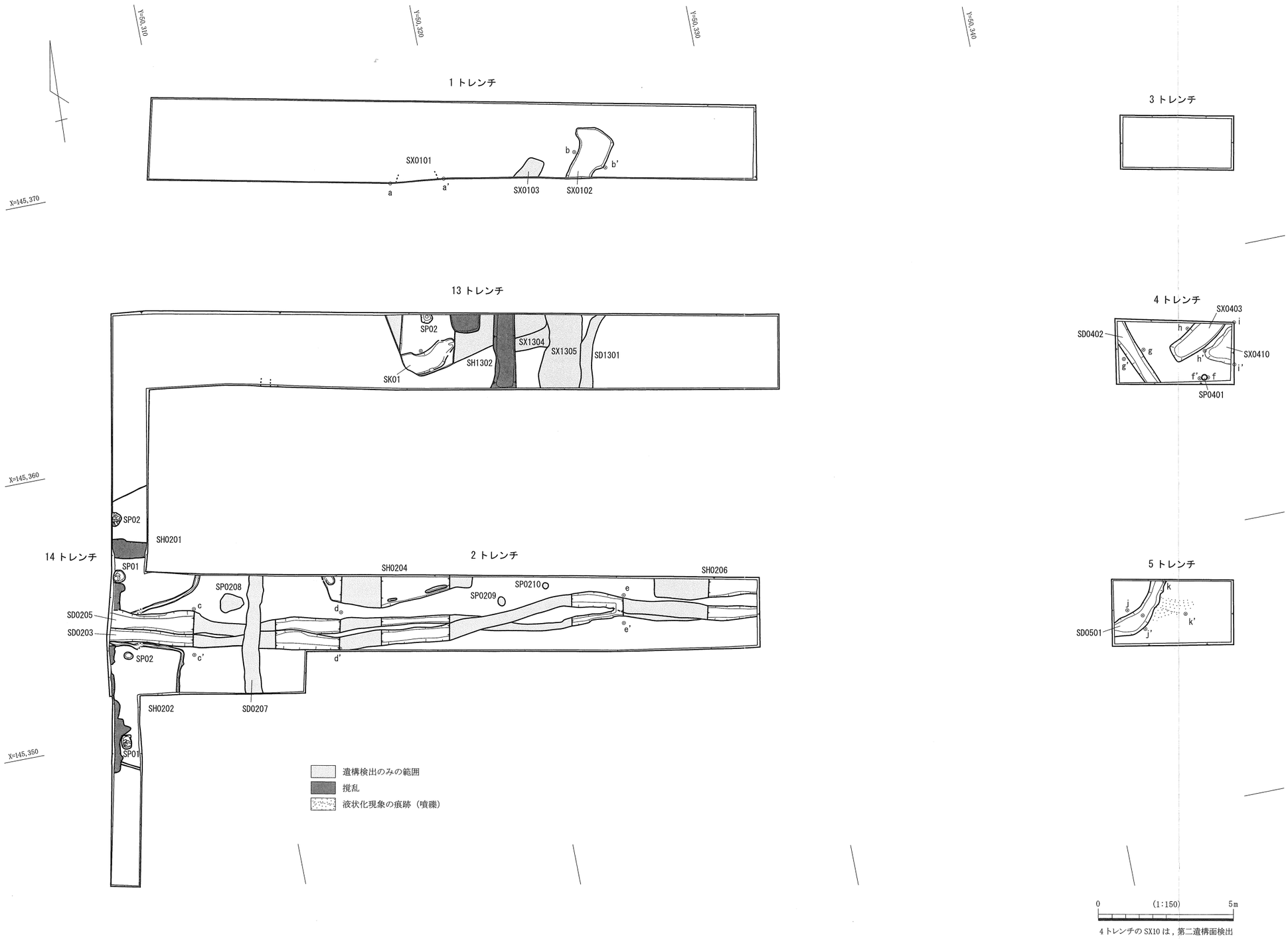

図10　調査区北側平面図（1/150）

今回の発掘調査は，平面的に広範囲を連続して調査することができず，遺構の同一性を十分検証できなかったため，遺構の記載にあたっては，地形的な傾向も考慮して次の3つの範囲に分けて報告する。区分は，調査地北側に位置する1～5・13・14トレンチ（a），調査地中央付近の6・11・12トレンチ（b），調査地南側の7～10トレンチ（c）である。以上の単位で便宜的に区分し，なおかつ遺構の種類別に報告する。また，第二遺構面の検出遺構は1基だけであるため，第一遺構面の遺構と合わせて報告する。

(2) 検出遺構

a．1～5・13・14トレンチの検出遺構（図10）

竪穴建物跡

SH0201（図11，図版2・3）

2トレンチと14トレンチの交点付近で検出した。SH0201はSD0205に掘り形の一部を破壊される竪穴建物跡で，構築方位は座標に対して北でやや西に振る。SH0201の掘り形は，建物南辺の掘り形が直線的であるものの，部分的に検出したため断定できなかった。SH0201の南北長は約4.30mで，東西長は3.50m以上である。建物内の埋土は大別して3層に分かれ，検出できた周壁溝との関係から，図11断面図のa層は建物廃絶後の埋土，b層は周壁溝埋土，c層は貼り床と考えられる。このうち，貼り床の厚さは0.05～0.10m程度で，建物掘り形底部の若干の起伏によって，層厚の違いが生じる。

検出面から建物床面までの深さは約5cmで，建物南半の床面直上には多数の炭化材や焼土が認められた。炭化材は個体を認識できるものがあり，そのうち2点を樹種同定した結果，いずれもコナラ属コナラ亜属を用いていることが判明した。床面直上から多数の炭化材と焼土が出土したことから，本建物は焼失住居の可能性が高いと考えられる。

建物床面では，周壁溝と柱穴を2基検出した。周壁溝は建物南辺のみに認められ，南東隅は緩やかに屈曲して北側に折れる。周壁溝の幅は約0.15m，床面からの深さは約0.05mである。ピットは建物内の北側と南側に各1基認められる。SP01はほぼ円形の掘り形で，直径は約0.45m，検出面からの深さは最深部で約0.34mであり，掘り形の底部にはⅣ層に含まれる自然礫が認められた。このことから，柱穴はⅣ層に含まれる自然礫を除去しながら掘削されたことがうかがえる。SP01の中央付近には直径約0.12mの柱痕が認められ，柱穴掘り形の底部には柱のあたりも遺存する。SP02は西側の一部が調査区の外側に続くが，SP01と同様に円形の掘り形の柱穴と考えられる。直径は約0.50m，検出面からの深さは最深部で約0.36mであり，掘り形底部にはⅣ層に含まれる自然礫が多数露出する。SP02の中央付近には直径約0.10mの柱痕が認められる。床面で検出した双方の柱穴は，掘り形の規模や柱痕の太さから建物の主柱穴になる可能性があるが，未調査部分があるため主柱穴の配置までは特定できなかった。

遺物の出土量は極めて少なく，その大半が図化できない弥生土器の小片やサヌカイト片である。図化できたもので，建物南端の床面直上から弥生土器高杯脚部（図17－4），建物南端の周壁溝の直上から土製紡錘車（図17－3）などが出土した。

SH0202（図11，図版4）

2トレンチと14トレンチの交点付近で検出し，かつSH0201の南側1m程度に位置する竪穴建物跡である。直接・間接的な重複関係のあるSH0201・SH0202・SD0203・SD0205の前後関係を平面と断面で確認すると，古い方からSH0201→SD0205→SD0203→SH0202の順に構築されていることが分かり，この点からこれら4つの遺構は同時に機能した遺構ではないことが分かる。

SH0202の掘り形は建物東辺が直線的で，建物北東隅がほぼ90°の角度で西へ屈曲するものの，未調査部分が多いため確定できなかった。建物の構築方位はSH0201とはやや異なり，北で東へ振る。SH0202の南北長は約4.65m，東西長は2.80m以上で，埋土は3層に大別できる。図11断面図のa層は建物廃絶後の埋土，b層は周壁溝埋土，c層は貼り床と考えられる。このうち，

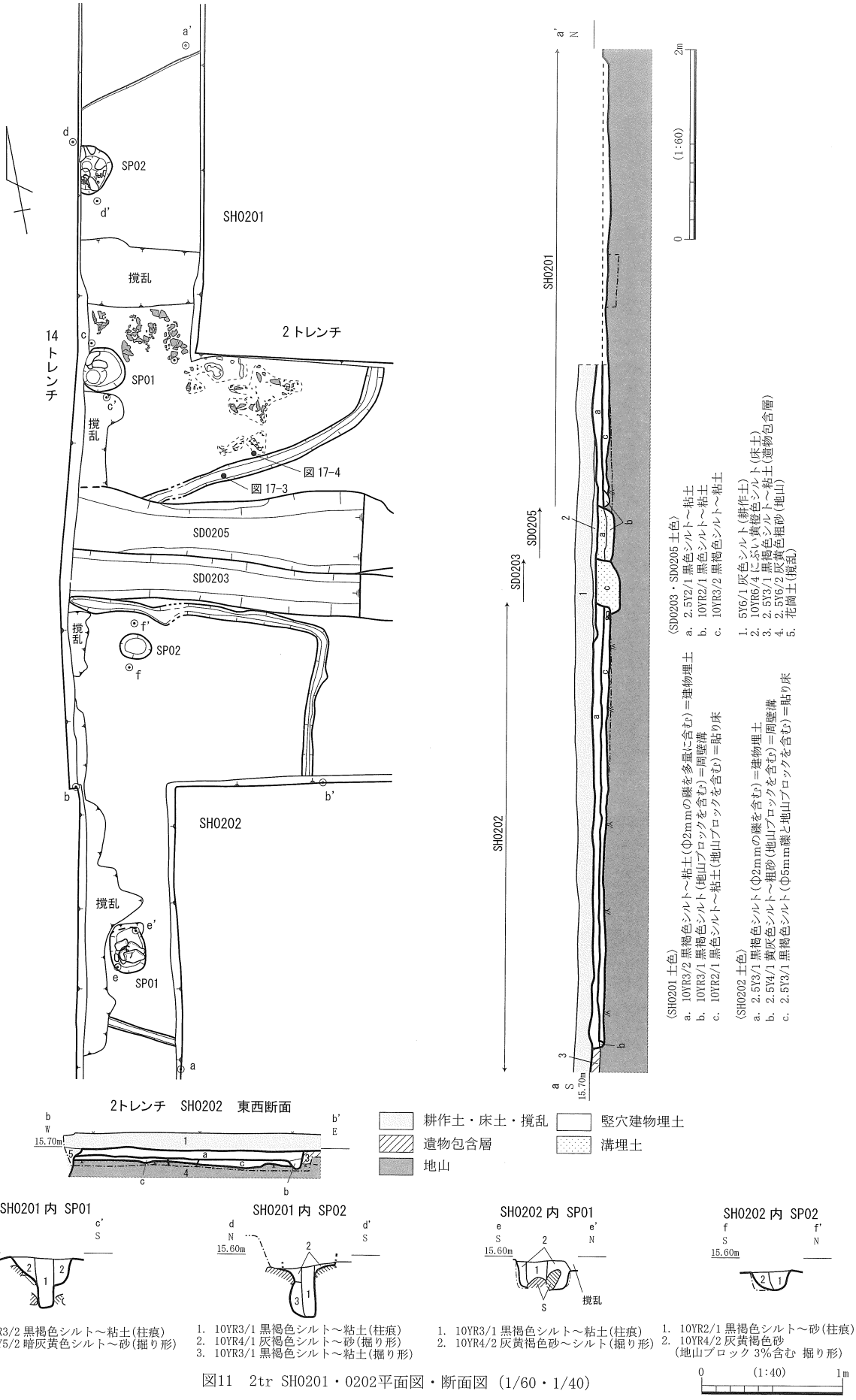

図11　2tr SH0201・0202平面図・断面図 (1/60・1/40)

貼り床の厚さは0.05～0.10ｍで，建物掘り形底部の標高が若干低い建物北側に厚く充填される。建物の床面に大きな高低差はなく標高約15.60ｍの高さに揃えられており，床面上面には周壁溝と柱穴2基が認められた。周壁溝は建物北・東・南辺で部分的に検出し，北東隅のコーナー部分は建物の掘り形に沿って屈曲する形状で掘り込まれる。周壁溝の幅は0.10～0.15ｍ，検出面からの深さは0.05～0.10ｍである。柱穴は建物の北側と南側で各1基ずつ検出した。南側に位置するSP01は南北に長軸をとる楕円形を呈し，南北長は約0.45ｍ，東西長は約0.40ｍ，最深部の深さは約0.20ｍである。柱穴掘り形の底部にはⅣ層に含まれる自然礫が認められ，自然礫を取り除きながら柱穴の掘り形を掘削したと考えられる。断面観察の結果，柱穴のやや南寄りで直径約0.16ｍの太さの柱痕を検出した。SP02は北側に位置する柱穴で，東西方向に長軸のある楕円形を呈する掘り形である。南北長は約0.25ｍ，東西長は約0.35ｍ，最深部の深さは約0.12ｍである。柱穴の北寄りで直径約0.14ｍの太さの柱痕を検出した。双方の柱穴はSH0201で検出した2基の柱穴と比較すると規模が小さいことと，未調査部分での柱の配置が不明のため，本建物の主柱穴になるかは明らかにできなかった。

遺物は，建物埋土などから図化できない弥生土器の小片やサヌカイト片が出土した。

SH0204（図12，図版5-1～4）

2トレンチ中央付近で検出した遺構で，掘り形の北側は調査区の外側へと続く。SH0204の掘り形はやや突出する部分があり，部分的に不整形な形状を呈する。また，構築方位は，SH0202に近く，

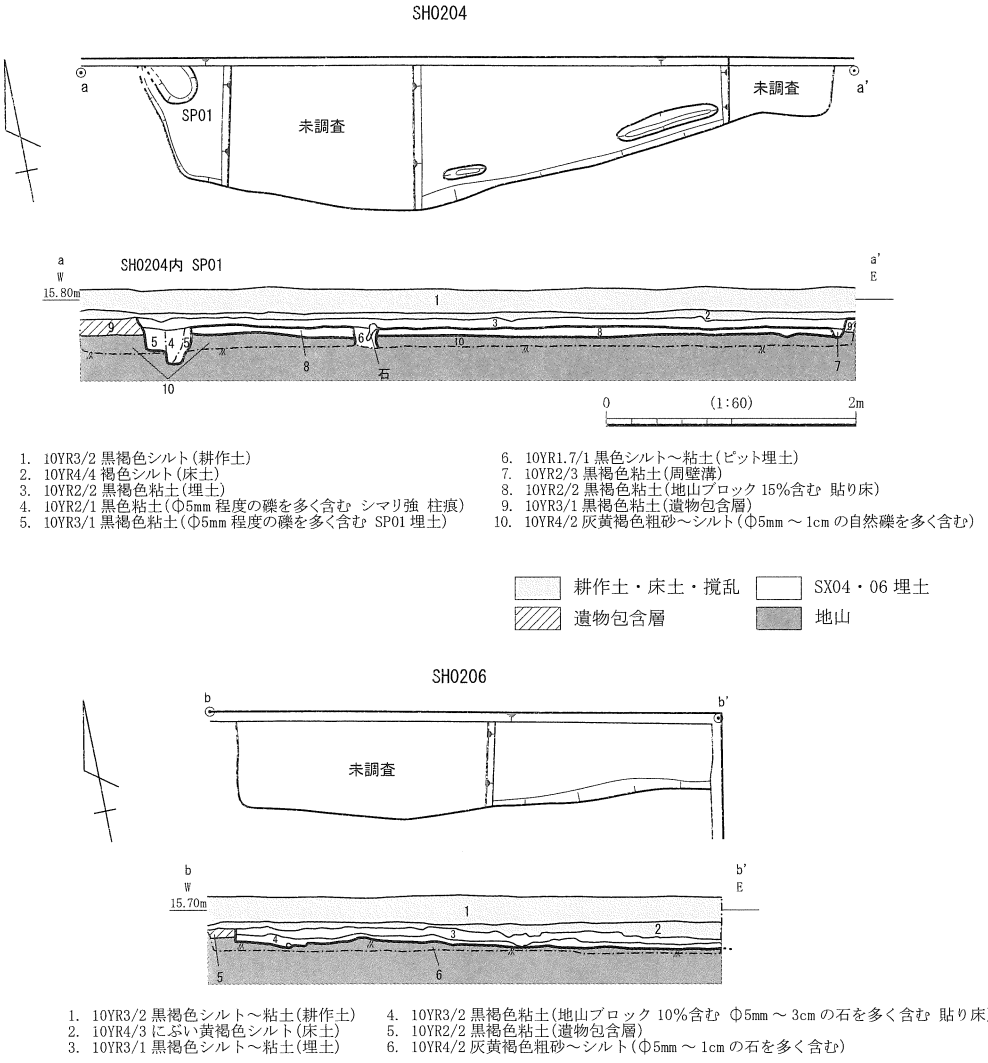

図12　2tr SH0204・0206平面図・断面図（1/60）

東西長は約5.35 m，南北長は1.20 m以上，掘り形底部までの深さは検出面から約0.15 mである。断面観察で，貼り床状の堆積をベースに柱穴が掘り込まれていることを確認し，かつ周壁溝と考えられる溝をその上面で検出したことから，竪穴建物跡の可能性が高いと考えられる。埋土は大きく2層に大別でき，上層は建物廃絶後の埋土，下層はピットなどが掘り込まれることから貼り床に相当すると考えられる。このうち，貼り床は厚さ0.05～0.08 mで，床面の標高は約15.60 mである。

SH0204は部分的に遺構の掘削を行ったが，掘削した範囲で柱穴・ピットを2基と溝を検出した。ピットは断ち割りを行った範囲で検出したもので，平面形をほとんど確認できていない。ピットの直径は約0.20 mで，埋土は黒色シルト～粘土の単層である。SP01は遺構内の西端で検出した楕円形と考えられる柱穴である。南北長は約0.35 m以上，東西長は約0.32 m，検出面からの深さは約0.25 mである。柱穴の中央付近で直径約0.15 mの柱痕を確認した。

溝は2条に分かれて検出したが，双方の位置から一連の溝と考えられる。掘削された位置から，周壁溝と考えられ，幅は約0.15 m，検出面からの深さは約0.06 mである。床面で確認できた遺構はわずかであるため，建物内部の詳細については不明である。

遺物は，建物埋土から弥生土器の小片やサヌカイト片が出土したほか，SP01内から残りの良い弥生土器直口壺（図17－5）などが出土した。

SH0206（図12，図版5-5）

2トレンチ東端で検出した遺構で，掘り形の北側と東側は調査区の外側へと続く。SH0206の掘り形の形状は南西辺が直線的であるものの，未調査部分があるため不明である。また，構築方位は，SH0204と同様にSH0202に近く，南北長は0.70 m以上，東西長は3.80 m以上，掘り形底部までの深さは検出面から約0.15 mである。断面観察で，貼り床状の堆積を確認できたことと，周辺で検出した竪穴建物と類似する掘り形であることから，竪穴建物跡の可能性が高いと判断した。埋土は2層に分かれ，他の竪穴建物の層相と比較して，上層を建物廃絶後の埋土，下層を貼り床の可能性がある土層と推定する。建物床面で周壁溝などの遺構は検出できなかった。

SH0206から遺物は出土していない。

SH1302（図13，図版6-1～3）

13トレンチ中央付近で検出した竪穴建物跡で，建物の北側が調査区の外側に続く。SH1302はSX1304・SX1305と重複関係を有し，平面・断面で確認した構築順序は，古い方からSX1304→SH1302→SX1305の順である。SH1302は遺構の一部分のみの検出だが，建物床面から掘り込まれる遺構を複数検出したことから竪穴建物跡と判断した。

SH1302の掘り形は，隅がやや丸みを持つ方形に近い形状だが，未調査部分があるため確定できなかった。なお，建物の構築方位はSH0201とほぼ同じで北でやや西に振る。SH1302の東西長は5.50 m以上，南北長は2.60 m以上である。埋土は大別して2層に分かれ，図13断面図のa層は建物廃絶後の埋土，b層は貼り床と考えられる。貼り床の厚さは0.03～0.10 mで，掘り形底部がやや深く掘削された建物中央付近の貼り床が最も厚く充填されていた。床面は，検出面から約0.10 mの深さで確認したが，調査した箇所で床面に大きな高低差はなく，標高約15.70 mの高さで揃えられていた。SH1302の床面上面ではSK01とSP02の2基の遺構を検出した。なお，SH1302の平面と断面で丁寧に周壁溝の検出を試みたが，周壁溝は認められなかった。

SK01は建物内南東隅で検出した不整形な掘り形で，南北長は約0.75 m，東西長は約2.05 m，検出面からの深さは約0.06 mである。埋土は地山ブロックを含む黒褐色シルト～砂の単層である。SK01の詳細な性格については不明である。SP02は建物内の北西側に位置する楕円形の柱穴で，南北長は0.45 m以上，東西長は約0.45 mである。柱穴の中央付近で直径約0.14 mの柱痕を確認したが，掘り形の深さは検出面から約0.12 mと浅い。このため，SP02がSH1302の主柱穴になるかは不明である。

遺物は，建物埋土から図化できない弥生土器片やスクレーパー（図18－19）などが出土した。

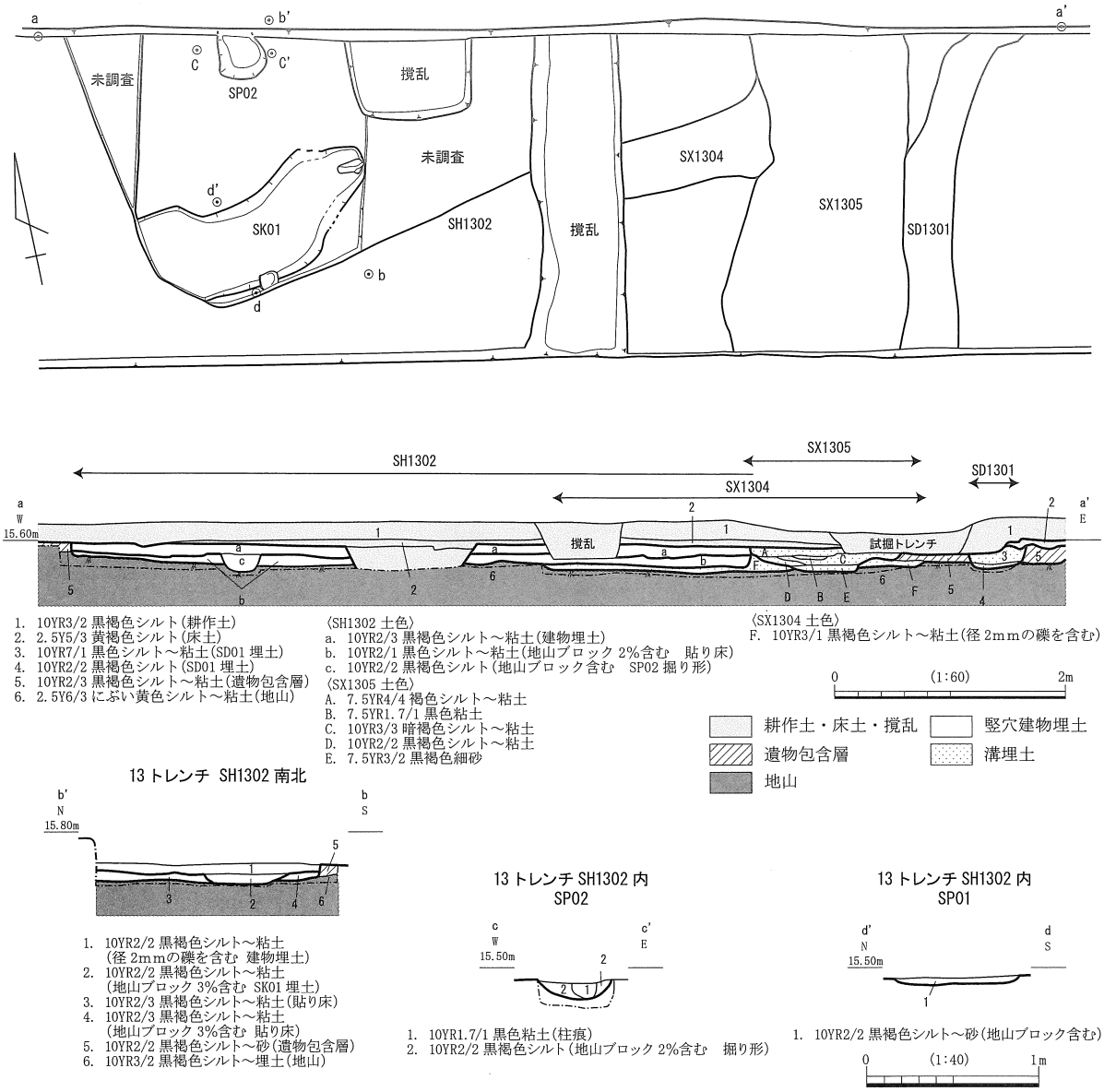

図13　13tr SH1302平面図・断面図 (1/60・1/40)

溝

SD0203（図 14，図版 6-4）

2 トレンチで検出した東西方向の溝である。SD0205 の南側に隣接する位置に掘削され，平面・断面での観察から，SD0205 の埋没後に SD0203 が掘削されたことが分かる。なお，5 トレンチにおいて，SD0203 と SD0205 の東側延長部分に相当する位置で SD0501 を検出した。しかし，トレンチ間に距離があり，断面などの観察だけでは同一の溝と断定することはできなかった。

SD0203 の幅は 0.40 ～ 0.60 m，検出面からの深さは約 0.18 m，底部の高さは 2 トレンチ内で設定した 3 箇所の断面（c・d・e 断面）でいずれも標高 15.40 m程度であり，地点による大きな高低差は認められなかった。SD0203 の埋土は細分できるものの，シルトから砂系の堆積物が主体であり，いずれも土質・色調は類似する。また，葉理など流水を明確に示す痕跡は認められなかった。溝内の堆積状況と溝底部の高低差が認められないことから，SD0203 は排水というよりも区画を目的として開削された溝の可能性が考えられる。

SD0203 からは，図化できない弥生土器の破片などが出土した。

SD0205（図 14，図版 6-4）

2 トレンチで検出した東西方向の溝である。先述した SD0203 に先行して掘削された溝で，か

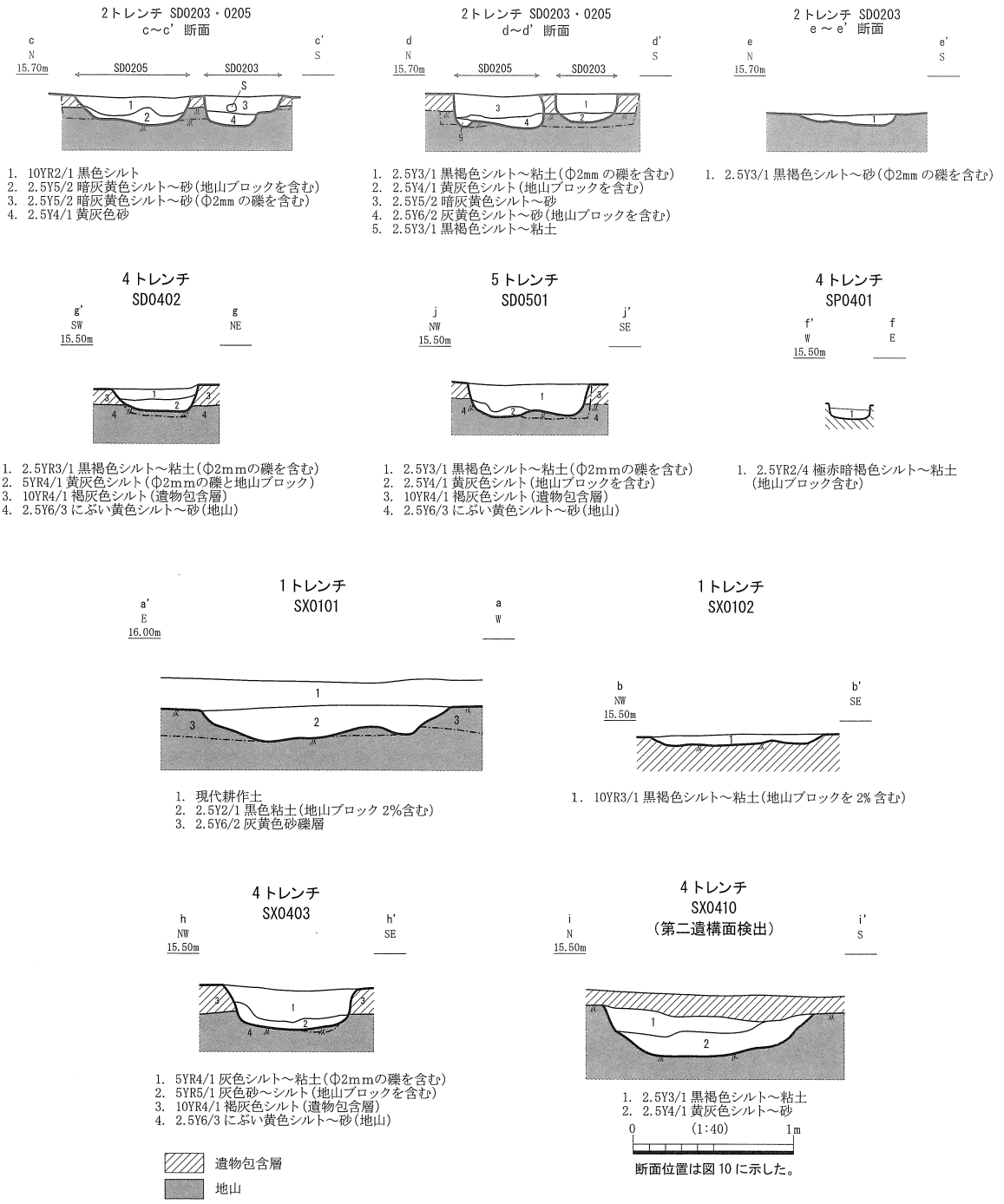

図14　遺構断面図（1/40）

つ SH0201 の掘り形の一部を破壊して開削される。また，2 トレンチ西側で SD0207 と重複関係が認められ，平面で観察した結果，SD0205 が古い溝と判断した。SD0205 は 2 トレンチの中央から東側にかけて蛇行して掘削されており，トレンチ東側では後に掘削された SD0203 の掘り形と完全に重複するため，SD0205 の掘削当初の状況を観察することはできなかった。SD0205 の幅は 0.44 ～ 0.70 m，検出面からの深さは 0.16 ～ 0.20 m，底部の高さは，2 トレンチ内で設定した 2 箇所の断面（c・d 断面）でいずれも標高 15.40 m程度であった。SD0205 の埋土は細分できるものの，シルトから砂系の堆積物が主体であり，いずれも土質・色調は類似する。しかし，下位に堆積する土層には地山ブロックが含まれることから，人為的に埋め戻された可能性が考えられる。なお，SD0203 と同様に断面で葉理など流水を明確に示す痕跡は認められず，SD0205 も排水というよりは区画を目的として開削された溝の可能性が高いと考えられる。

SD0205からは，弥生土器と楔形石器（図18－17）などが出土した。

SD0207（図15，図版6-5）

おもに2トレンチ西側で検出した南北方向の溝である。平面での位置と埋土が他の遺構と異なり特徴的であったことから，6トレンチと13トレンチで検出した溝と同一の溝と判断した。SD0207は少なくとも25 m以上掘削された溝で，幅は約0.30 m，検出面からの深さは約0.12 m，埋土は粗砂が主体的に堆積する。このことから，SD0207には一定の流水があったものと推定され，この点から排水などを目的として掘削された溝の可能性が考えられる。

SD0207からは，須恵質のこね鉢（図17－10）や図化できない須恵器小片などが出土した。

SD0402（図14，図版7-1・2）

4トレンチで検出した南東から北西方向に掘削された溝である。後述する5トレンチで検出したSD0501の北側延長部分にあたる可能性も想定したが，調査区間の距離が約7 mあるため断定できなかった。SD0402の検出長は約2.50 m，幅は約0.50 m，検出面からの深さは約0.14 mで，断面は逆台形を呈する。埋土は2層に分かれ，いずれもシルトと粘土を基調とする土層が堆積する。ただし，下層には地山ブロックが認められることから，人為的に埋め戻された可能性も考えられる。なお，堆積物の観察から，流水の痕跡は認められなかった。SD0402から遺物は出土していない。

SD0501（図14，図版7-3～5）

5トレンチで検出した溝で，北東方向へ屈曲する。前述した液状化現状の痕跡と前後関係が認められ，SD0501は液状化現象の痕跡が生じた後に開削された溝であることを確認した（図版7-4）。SD0501の検出長は約3.00 m，幅は0.74 m，深さは約0.20 mで，断面は逆台形を呈する。埋土は2層に分かれ，いずれもシルトと粘土を基調とする土層が堆積する。ただし，下層には地山ブロックが認められることから，人為的に埋め戻された可能性も考えられる。なお，堆積物の観察から，流水の痕跡は認められなかった。

遺物は，埋土上層から弥生土器の底部（図17－8）と鉢（図17－9），石鏃（図18－16）などが出土した。

SD1301（図13）

13トレンチの東側で検出した南北方向の溝である。平面での観察において，SX1305がSD1301の埋没後に形成された遺構と判断した。SD1301は断ち割り調査による断面観察のみを行った。

SD1301の幅は約0.35 m，検出面からの深さは約0.20 m，断面の形状は逆台形を呈する。SD1301の埋土は2層に細分できるものの，いずれもシルトと粘土を基調とする土層が堆積し，明確に流水の痕跡は認められなかった。以上の点から，SD1301は排水というよりも区画を目的として開削された溝の可能性が考えられる。SD1301から遺物は出土していない。

ピット

SP0208（図10）

2トレンチ西側で検出したピットで，平面検出のみ行った。SP0208の短軸は約0.60 m，長軸は約0.90 mで，平面形は不整形な楕円形である。SP0208から遺物は出土していない。

SP0209（図10）

2トレンチ中央付近で検出したピットで，平面検出のみ行った。SP0209の直径は約0.15 mで，平面形は円形を呈する。SP0209から遺物は出土していない。

SP0210（図10）

2トレンチ中央から東側で検出したピットで，平面検出のみ行った。SP0210の直径は0.10 mで，平面形は円形を呈する。SP0210から遺物は出土していない。

SP0401（図14）

4トレンチ東側で検出したピットである。SP0401の直径は約0.24 m，検出面からの深さは約0.10 mで，埋土は地山ブロックを含む極赤暗褐色シルト～粘土の単層である。SP0401から遺物は出

土していない。

性格不明遺構

SX0101（図 14）

1 トレンチ中央付近で確認した土坑状の掘り込みで，この部分の検出面をやや下げすぎたため断面でのみ確認した。SX0101 の幅は約 1.54 m，深さは最深部で約 0.20 m，埋土は地山ブロックを含む黒色粘土の単層である。遺構の性格については，断面観察のみの情報であるため特定できなかった。SX0101 から遺物は出土していない。

SX0102（図 14）

1 トレンチ中央付近で検出した掘り込みで，平面形は北西側が突出する不整形な形状を呈する。SX0102 の位置関係から，13 トレンチで検出した SX1305 と同一の遺構の可能性も考えたが，SX1305 は埋土に砂などを含むのに対して，SX0102 は黒褐色シルト～粘土の単層であることから，異なる遺構と判断した。SX0102 の南北長は 2.00 m以上，東西長は約 1.20 m，検出面からの深さは約 0.06 mである。遺構の性格については，部分的な検出のため特定することはできなかった。SX0102 からは，図化できない弥生土器片が出土した。

SX0103（図 14）

1 トレンチ中央付近で確認した土坑状の掘り込みで，平面検出のみ行った。平面形はやや隅が丸みを持つ形状で，長軸は 1.00 m以上，短軸は約 0.60 mである。遺構の性格は，部分的な検出であるため特定できなかった。SX0103 から遺物は出土していない。

SX0403（図 14）

4 トレンチ北東側で検出した土坑状の掘り込みで，平面形は長方形を呈する可能性がある。SX0403 の長軸は 2.40 m以上，短軸は約 0.40 m，検出面からの深さは約 0.24 mである。断面形状は逆台形を呈し，埋土は 2 層に細分できる。このうち，下層には地山ブロックが含まれることから，人為的に埋め戻された可能性が考えられる。遺構の性格は土坑の可能性があるが，部分的な検出であったため特定できなかった。SX0403 からは図化できない弥生土器片が出土した。

SX0410（図 14）

今回の発掘調査で唯一，第二遺構面で検出した掘り込みである。4 トレンチ東側で検出し，調査区のさらに東側にも続く。SX0410 の長軸は 1.50 m以上，短軸は約 1.00 m，検出面からの深さは約 0.24 mである。埋土は 2 層に細分でき，上層は黒褐色シルト～粘土，下層は黄灰色シルト～砂である。遺構の性格は，部分的な検出であるため特定できなかった。SX0410 から遺物は出土していない。

SX1304（図 13）

13 トレンチ中央付近で検出した遺構で，SH1302 に掘り形の一部を破壊されるため，詳細な掘り形の形状は不明である。また，SX1304 は断ち割り調査による部分的な断面観察のみ実施したため，検出面からの深さが約 0.25 mであること，埋土に黒褐色シルト～粘土が含まれること以外は不明である。SX1304 から遺物は出土していない。

SX1305（図 13）

13 トレンチ東側で検出した遺構で，平面形は溝状を呈する。SX1305 は SH1302・SX1304 と重複関係があり，平面・断面での観察から双方を破壊して SX1305 が形成されていることを確認した。SX1305 は調査区の北側と南側に続くと見られ，1 トレンチと 2 トレンチの延長部分で平面と断面で検出を試みたが認められなかった。この点から，SX1305 は，1 トレンチと 2 トレンチの範囲で収まる可能性が高い。SX1305 の検出長は約 2.70 m，最大幅は約 1.60 m，検出面からの深さは約 0.20 mで，埋土は 5 層に細別できる。上層にはシルト～粘土，最下層には砂が堆積する。とくに下層に砂系の堆積物が顕著に認められたことから，SX1305 には流水があった可能性が考えられる。SX1305 から遺物は出土していない。

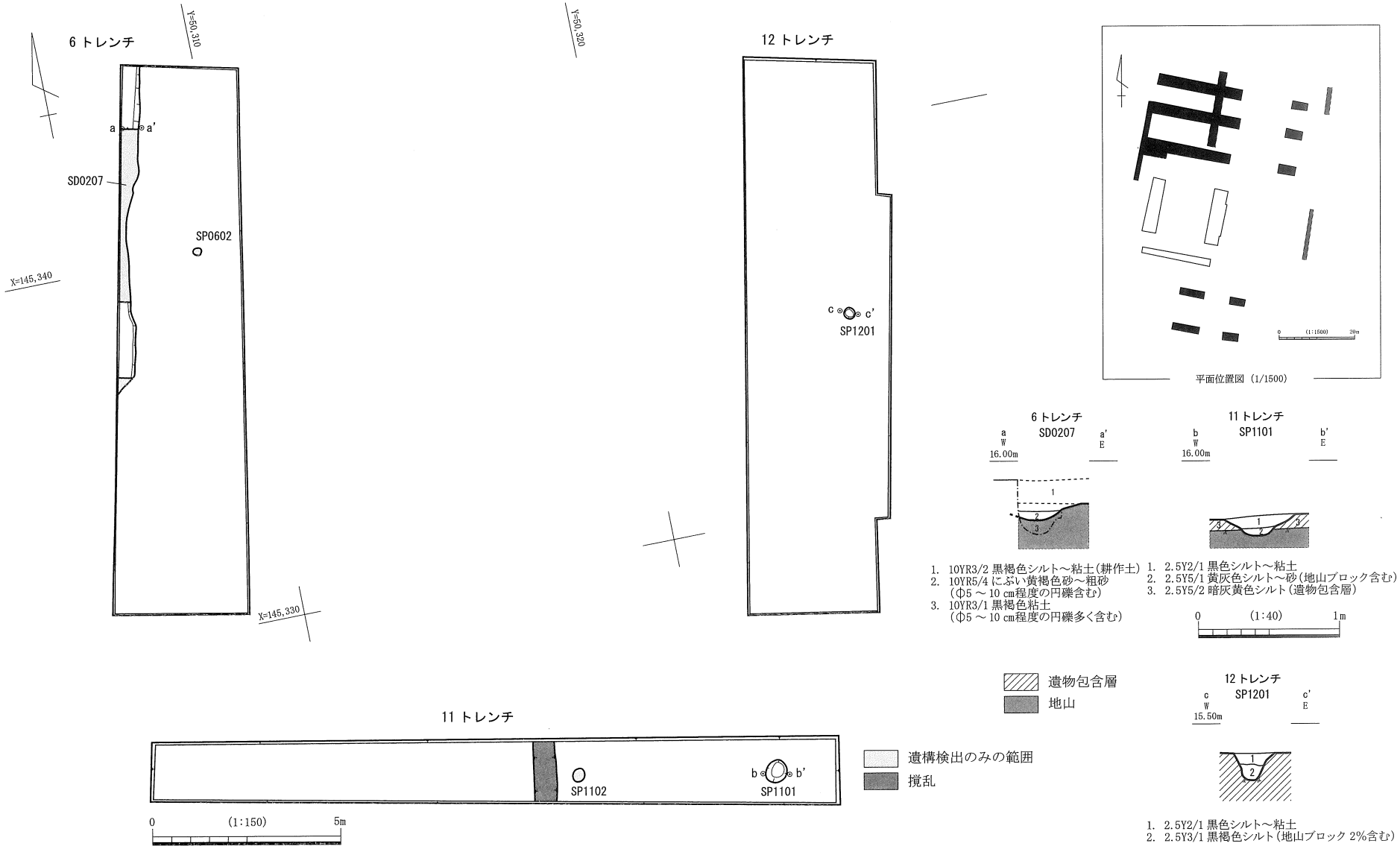

図15　調査区中央平面図・遺構断面図（1/150・1/40）

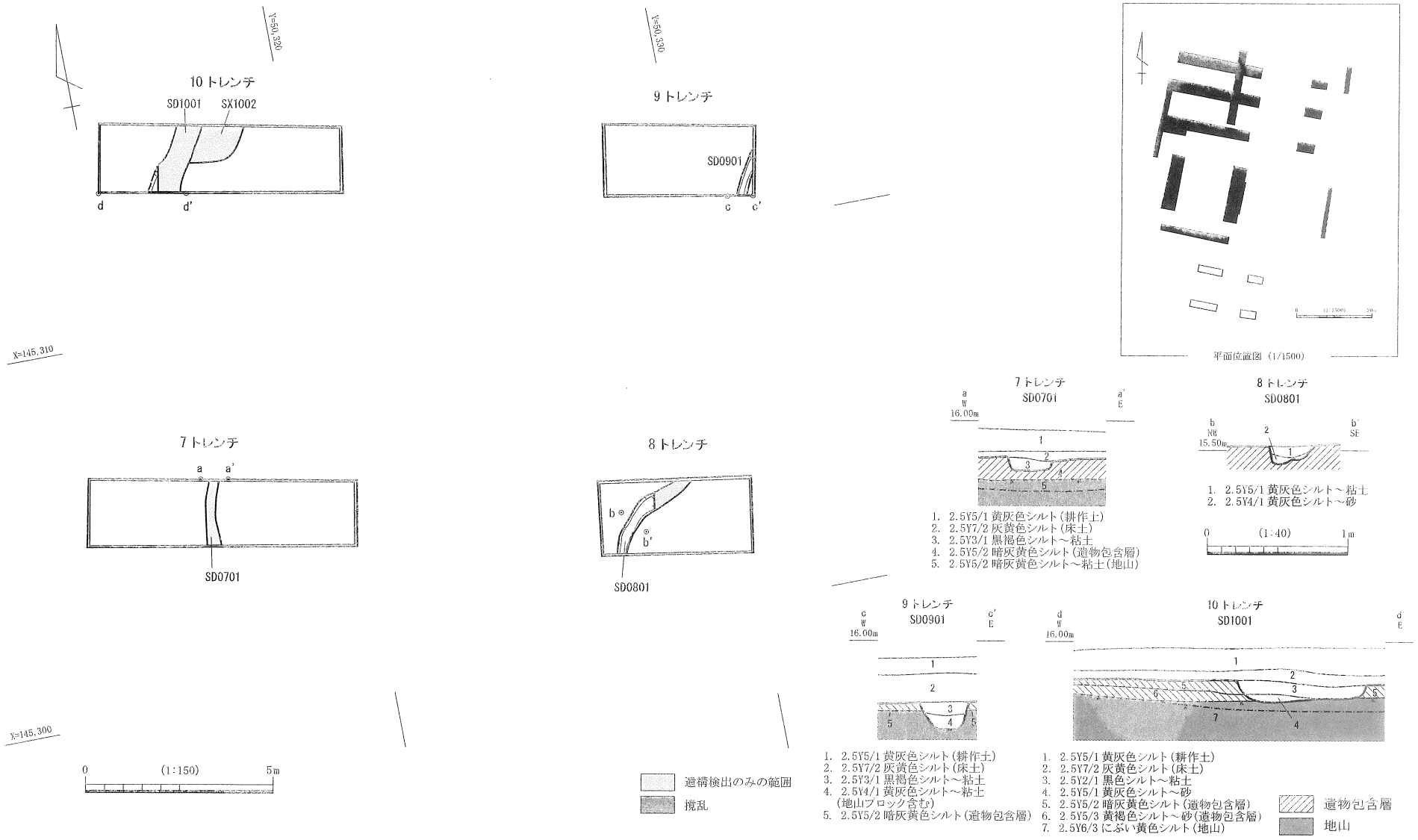

図16　調査区南側平面図・遺構断面図（1/150・1/40）

ｂ．6・11・12 トレンチの検出遺構（図 15）

ピット

SP0602（図 15）

6 トレンチで検出したピットで，平面検出のみ行った。SP0602 の平面形はほぼ円形で，直径は約 0.10 ｍである。SP0602 から遺物は出土していない。

SP1101（図 15）

11 トレンチで検出したピットで，掘り形は円形を呈する。SP1101 の直径は約 0.50 m，検出面からの深さは約 0.14 ｍで，埋土は上層に黒色シルト～粘土，下層に地山ブロックを含む黄灰色シルト～砂が堆積する。SP1101 から遺物は出土していない。

SP1102（図 15）

11 トレンチで検出したピットで，平面検出のみ行った。SP1102 の平面形はほぼ円形で，直径は約 0.15 ｍである。SP1102 から遺物は出土していない。

SP1201（図 15）

12 トレンチで検出したピットで，掘り形の平面形は円形を呈する。SP1201 の直径は約 0.24 m，検出面からの深さは約 0.18 ｍで，埋土は上層に黒色シルト～粘土，下層に地山ブロックを含む黒褐色シルトが堆積する。SP1201 から遺物は出土していない。

ｃ．7～10 トレンチの検出遺構等（図 16）

溝

SD0701（図 16）

7 トレンチで検出した南北方向に掘削された溝で，平面検出のみ行った。掘削された位置から，北側に位置する 10 トレンチの SD1001 と同一の溝の可能性も検討したが，溝の幅がやや異なることから断定はできなかった。SD0701 の検出長は約 1.60 m，幅は約 0.30 m，検出面からの深さは約 0.08 ｍで，埋土は黒褐色シルト～粘土の単層である。溝内の堆積状況では明瞭に流水の痕跡は認められず，区画を目的として開削された溝の可能性が考えられる。SD0701 から遺物は出土していない。

SD0801（図 16）

8 トレンチで検出した南西から北東方向に掘削された溝で，溝の一部分のみ掘削した。掘削された位置から，北側に位置する 9 トレンチの SD0901 と同一の溝の可能性も検討したが，トレンチ間の距離がややあるため断定することはできなかった。SD0801 の検出長は約 2.50 m，幅は約 0.30 m，検出面からの深さは約 0.12 ｍである。埋土は 2 層に細別でき，上層は黄灰色シルト～粘土，下層は黄灰色シルト～砂が堆積するが，明瞭に流水の痕跡は認められなかった。このことから，SD0801 は区画を目的として開削された溝の可能性がある。SD0801 から遺物は出土していない。

SD0901（図 16）

9 トレンチ南端で検出した南西から北東方向に掘削された溝である。SD0901 の検出長は約 1.10 m，幅は約 0.30 m，検出面からの深さは約 0.20 ｍである。埋土は 2 層に細別でき，上層は黒褐色シルト～粘土，下層は黄灰色シルト～粘土が堆積するが，明瞭に流水の痕跡は認められなかった。このことから，SD0901 は区画を目的として開削された溝の可能性が考えられる。

SD0901 からは弥生土器片やサヌカイト片などが出土したが，図化できる遺物はない。

SD1001（図 16）

10 トレンチで検出した南北方向に掘削された溝である。SD1001 は SX1002 と重複関係を有し，平面での観察で SD1001 が SX1002 の埋没後に掘削された遺構と判断した。SD1001 は一部分のみ掘削し，検出長は約 2.00 m，幅は約 0.80 m，検出面からの深さは約 0.16 ｍである。埋土は 2 層に細別でき，上層は黒色シルト～粘土，下層は黄灰色シルト～砂が堆積する。SD1001 から遺物は出土していない。

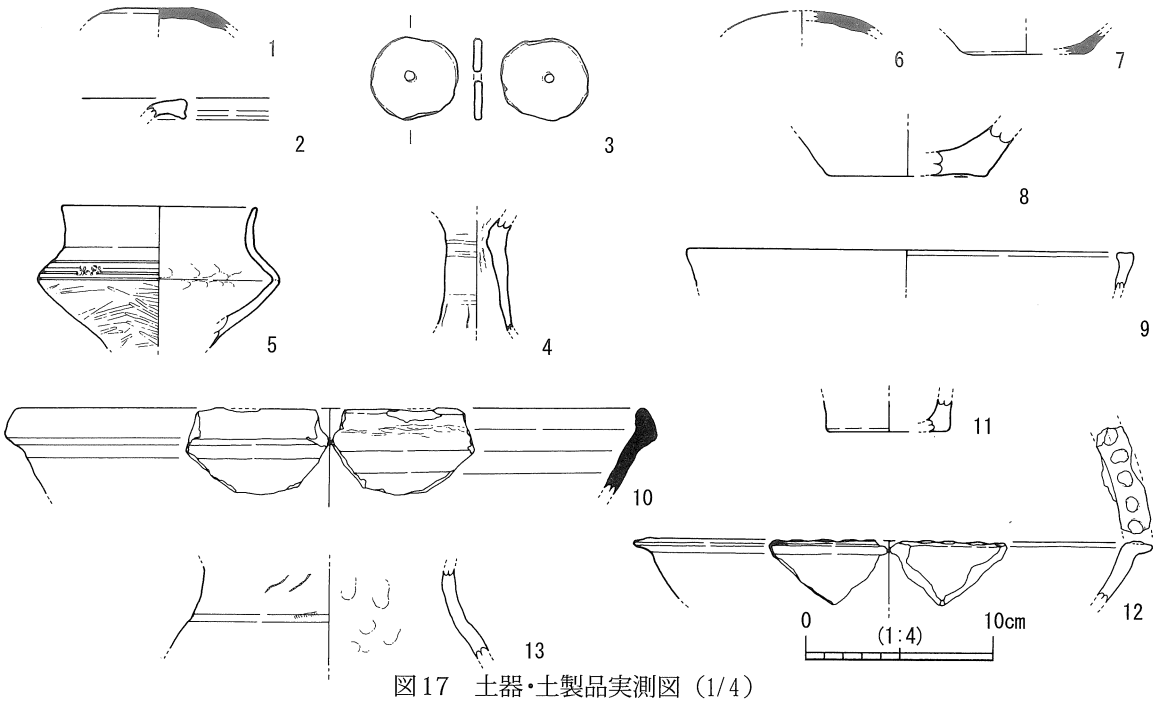

図17　土器・土製品実測図（1/4）

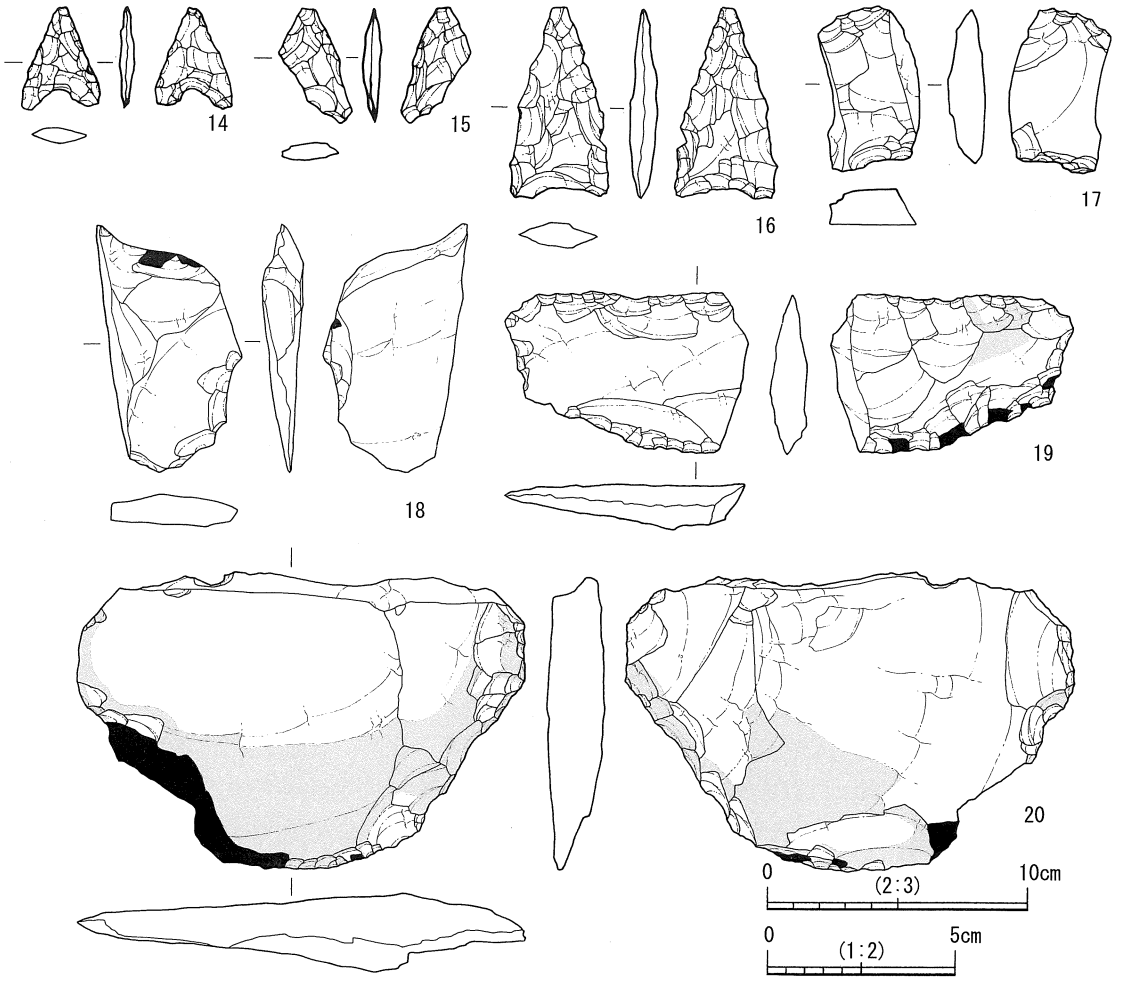

14～19が2/3，20が1/2の縮尺

図18　石器実測図（1/2・2/3）

性格不明遺構

SX1002（図 16）

10 トレンチで検出した不整形な掘り込みで，平面検出のみ行った。SX1002 は SD1001 に遺構の一部分を破壊される。SX1002 の掘り形は丸みを持ちながら調査区の外側へと続く。遺構の形状から遺構の性格を特定することはできなかった。SX1002 から遺物は出土していない。

第 5 節　出土遺物

(1) 土器・土製品（図 17，図版 8）

今回の発掘調査で出土した遺物の総量は，コンテナ整理箱 1 箱分で，大半が 3 ～ 5 cm角程度の小破片である。このため，図化できた土器・土製品は合計 13 点と少なく，各遺構の時期を決定する資料としては十分とは言えない。また，図化した 13 点の土器・土製品でも，底部片など時期決定が困難な資料が含まれるため，特徴的な遺物を抽出して全体的な傾向を記載する。なお，出土遺物は図 17 に示したが，トレンチごとに遺物を掲載している。

出土した土器・土製品は弥生土器が大半を占める。弥生土器以外から見ると，須恵器が数点出土しており，図化したのはⅡ層（床土）から出土した 3 点である。図 17 － 1・6 はともに須恵器杯蓋の天井部の破片，図 17 － 7 は杯の可能性がある底部片である。それ以外に須恵質のこね鉢（図 17 － 10）が SD0207 から 1 点出土した。土製品では，SH0201 から紡錘車（図 17 － 3）が 1 点出土しており，土器片を円形に加工し，中央に円孔を 1 孔穿って成形される。これら以外の遺物は弥生土器で，特徴的なのが図 17 － 5 の直口壺である。図 17 － 5 は口縁部が外傾気味に直立し，体部は算盤玉形に鋭く屈曲する。屈曲部外面に凹線と竹管文，それよりも下方に横位ヘラミガキを施す。類例として，調査地の西側に位置する上天神遺跡 3 区 SD03 で形態の類似した土器が出土している。

以上見たように，詳細に時期を検討することが困難な資料だが，弥生土器についてはおおむね弥生時代後期の範疇に収まるものと考えられ，図 17 － 5 などを考慮すると後期前半の可能性が考えられる。須恵器（図 17 － 1・6）については，それほど大きな口径を復元できないことから，古墳時代中期に帰属する可能性が考えられる。また，こね鉢（図 17 － 10）は中世に帰属するものと考えられる。

(2) 石器（図 18，図版 9）

今回の発掘調査で出土した遺物の総点数は 30 点（282.2 g）と少なく，各遺構の性格や石器組成を検討する資料としては十分とは言えない。出土石器の内訳は，石鏃 3 点（4.8 g），スクレイパー 1 点（12.7 g），打製石斧 1 点（173.1 g），楔形石器 1 点（6.0 g），二次加工ある剥片 1 点（10.3 g），剥片 12 点（65.5 g），チップ 11 点（9.8 g），石材はすべてサヌカイトである。このうち製品類を中心に 7 点を図化した。

特徴的な石器として石鏃（図 18 － 16）と打製石斧（図 18 － 20）が挙げられる。石鏃（図 18 － 16）は切先を折損しているが，最大長 3.8 cm，重量 3.4 g を測り，大型石鏃に分類できる。両面を浅形～深形細部調整し，丁寧に成形している。打製石斧（図 18 － 20）は，刃部の一部を欠損，基部を折損しているため全体の形状は不明であるが，両面の刃部～体部にかけて顕著な使用痕が認められる。

今回出土した石器は，詳細に検討することが困難な資料だが，石鏃やスクレイパー，打製石斧といった製品のほか，二次加工のある剥片や石器の細部調整時に生じたであろう剥片・チップ類が出土していることから，石器消費地の様相を呈していると言える。

第5章　立会調査の成果

第1節　立会調査の方法

事業対象地内で行われる開発工事に伴う擁壁設置について，県教委の指導により工事に際して立会調査を実施した。立会調査は，平成25年7月31日から同年10月10日までの実働7日で行った。

立会調査は，工事用の重機を用いて工事掘削面までの掘削を行った。また，遺構を検出した場合は，人力で遺構の掘削を行い，記録作成を実施した。

第2節　立会調査の調査概要

立会調査は事業対象地の周囲に設置される擁壁部分を中心に行ったが，基本層序については本調査で確認したものと異ならない。立会調査の調査成果は以下の3点である。

① 事業対象地全域でピットや溝などの遺構を検出した。出土遺物はないが，遺構の分布状況や埋土が類似することから，発掘調査で確認した弥生時代後期の集落に関連する遺構と考えられる。よって，太田下・須川遺跡の集落は少なくとも事業対象地南側まで範囲が広がることが判明した。

② 事業対象地南側で第二遺構面上面から切り込む溝を1条検出した。このことから，当地においては2面の生活面があることが確定した。

③ 事業対象地南側で南西から北東方向を指向する幅10ｍ以上の自然流路を1条検出した。ただし，自然流路の南側にも溝やピットなどの遺構が分布することを確認した。

立会調査の結果，太田下・須川遺跡の範囲がさらに南側まで広がることが判明した。その結果，平成25年12月現在，当該地に関わる遺跡の範囲は，事業対象地全域におよぶこととなった。

写真5　立会調査南側 遺構検出状況（南から）

写真6　立会調査南側 遺構検出状況（南から）

写真7　立会調査 溝検出状況（北東から）

写真8　立会調査 自然流路検出状況（北東から）

第6章　総括

第1節　検出遺構について

(1) 検出遺構について

今回の調査で検出した遺構のうち，ある程度時期を限定できそうなのが，弥生時代後期と中世の遺構である。遺物が出土していない遺構が多数存在するため，出土遺物から明確に区分はできないが，遺物が出土していない遺構についても埋土の類似性や遺構の分布状況から，ある程度時期を推定できるものと考えられる。このように考えると，まず出土遺物と埋土から明確に時期が異なると判断できるのが，2・6トレンチで検出したSD0207である。この遺構のみ，明らかに異なる砂系の堆積物で埋没しており，埋土から中世に帰属すると考えられる遺物が出土した。一方，これ以外の遺構は，基本的に黒色系統の粘性のある埋土であり，これらの遺構から須恵器は出土しておらず，かつ図化できない小片を含むものの弥生土器・石器が出土した。以上のことから，SD0207以外の大半の遺構は弥生時代に帰属し，さらに時期の分かる遺物の年代観から弥生時代後期に帰属する遺構と考えられる。

周辺の既往の調査成果を含めて考えると，太田下・須川遺跡の調査では弥生時代後期前半に帰属する遺構が検出されており，それらの遺構の分布や本調査地で検出した遺構との連続性を考慮すると，当地の検出遺構は弥生時代後期前半に帰属する可能性が最も高いと考えられる。

(2) 弥生時代後期の集落に関わる遺構

弥生時代後期と考えられる遺構のうち，2トレンチや13トレンチで竪穴建物跡を5棟検出した点は注目される。これまで，太田下・須川遺跡では，弥生時代後期前半の居住遺構は検出されていたものの，その集落の広がりを検討するには十分な情報が得られていなかった。しかし，今回，竪穴建物跡を近接する位置で複数棟検出したことで，太田下・須川遺跡の集落構造の一部をとらえることが可能となり，また，集落の中心域の推定が可能となった。以下に，弥生時代後期の遺構のうち，竪穴建物跡の状況を中心に状況を整理する。

a．竪穴建物跡の構築方位と分布（図9）

検出した5棟の竪穴建物跡はいずれも事業対象地西側に位置し，調査地内では標高の高い地点に構築されていることが分かる。また，事業対象地でも標高の低い東側や南側には建物が認められない点も，集落の範囲を検討する場合に重要な知見と言えるだろう。

さて，次に建物の構築方位に注目すると，SH0201とSH1302の2棟は北で西に振る構築方位，SH0202・SH0204・SH0206の3棟は正方位に近い構築方位である。前者については，当地の地形の傾斜に対応して構築されているものと考えられ，後者は地形の傾斜に沿った構築方位とは考えにくい。起伏の少ない平坦な地形面ならば，近接して建てられた同一時期の建物の場合ある程度共通するものと予想される。従って，構築方位が近い建物をほぼ同時期に構築された建物と仮定して，構築方位に従った建物のグルーピングを行う。任意に，前者をAグループ，後者をBグループと呼称する。

双方のグループごとに建物間の距離を見ると，Aグループの2棟は約10ｍ，BグループはSH0202・SH0204間とSH0204・SH0206間がいずれも約6ｍの距離となり，適度な間隔をあけて建物が配置されている点を読み取れる。双方のグループの前後関係については，AグループのSH0201とBグループのSH0202が他の遺構を介して前後関係を有する。その関係によれば，SH0201よりもSH0202の方が新しい建物ということになる。他の建物が重複関係を有していないため他の事例で検証することはできないが，仮にこの重複関係をグループ間の前後関係ととらえると，Aグループが先行するグループ，Bグループがそれよりも新しいグループと考えることができる。

構築方位を基準として，かつ遺構の重複関係からグループの前後関係を推定したが，この点を

地形の観点から検証すると，時期が古いと考えたAグループは地形の傾斜に影響を受けた構築方位だったのに対して，新しい時期と考えたBグループは地形に影響を受けた可能性は低いと考えられる。古い時期の方が土木作業等の観点から自然地形に規制された土地利用を行う可能性が高いと考えられるため，先に推定したAグループがBグループに先行するという新旧関係は，地形の観点から見ても一定の蓋然性があるものと考えられる。

以上のように，建物の構築方位と分布を見ると，竪穴建物跡には弥生時代後期のなかで少なくとも2時期の変遷があることが推定された。

次に，建物以外の遺構について建物のグループとの対応関係を概観する。ピットや性格不明遺構については部分的な調査であり，出土遺物も少ないためグループの対応関係をとらえることは困難と言える。多数検出した溝については，一定範囲を検出したSD0203・0205を見ると，双方はSH0201・0202と重複関係を有し，SH0201→SD0205→SD0203→SH0202の順で構築・開削されたことを調査で確認した。このことから，4基の遺構は前後差のある遺構で，なおかつ4基の遺構がそれぞれ同時に存在した可能性は低いと考えた。このため，SD0203・0205が建物のグループと関連しない段階の遺構という可能性も考えられる。以上のことから，溝と竪穴建物の集落内の構造を積極的に論じることは，調査所見からは困難と言える。なお，調査区内で検出したSD0207以外の溝で明確に流水があった痕跡は確認できなかったため，いくつか検出した溝については，ある時期に集落内の区画を目的として開削された溝の可能性があるが，集落内での位置などは不明である。

b．竪穴建物跡の傾向

調査した竪穴建物跡の傾向を整理しておくと，竪穴建物跡の平面形は，掘り形のすべてを検出した建物が存在しないため，すべての建物で形状を確定することはできなかった。しかし，部分的な観察によるが方形に近い掘り形が多く認められた。

竪穴建物跡の出土遺物については，全体的に遺物が少ない点が特徴であった。これは調査地全体の傾向でもあり，約354㎡の調査を行ったが遺物はコンテナ整理箱1箱程度と少量であった。唯一，床面直上からある程度の大きさの個体が出土したのがSH0201である。また，竪穴建物跡から出土した甕は，SH0201の掘り形埋土から出土した図化できない小片が1点のみである。遺物の出土総量が少ないとは言え，小破片すべてを確認し，かつ遺跡全体の出土遺物を見ても甕はわずか1点の小破片のみという点は看過することができない。日常雑器としての甕がほとんど認められなかったことは，建物の廃絶に伴い日常雑器を持ち出すなどの意図的な行動をとったか，ないしは日常生活を営む建物ではなかったなどの理由が考えられる。後者については，それを裏付ける根拠を調査で確認できなかったため考えにくく，現状では前者の日常雑器の持ち出しという可能性を想定するべきかもしれない。

建物内の構造については，SH0201・0202・0204・1302の4棟で周壁溝を検出した点，SH0201で主柱穴と考えられる柱穴を2基検出した点，以上2点については確認できたが，建物の主柱穴の配置や内部構造の詳細を明らかにすることはできなかった。

以上，整理したように，今回の調査によって弥生時代後期前半の集落を確認し，その遺構には少なくとも2段階の変遷があることが推定できた。ただし，遺物の出土量は少なく，遺物から各建物の詳細な構築順序を推定することはできなかった。また，建物内の詳細な構造についても，一部分の調査にとどまるため明らかにできなかった。各建物の情報としては十分ではないが，太田下・須川遺跡全体について見ると，集落の中心付近の状況が明らかになったという点で，重要な成果が得られたと言える。

第2節　太田下・須川遺跡の弥生時代後期の集落について

(1) はじめに

本書をまとめるにあたり，第2章で整理した既往の調査成果と今回の調査成果を対比させて，

断面図は、北山編 (1995)『太田下・須川遺跡』P23・24 の図から地山上面の高さを抽出して作成した。

図 19　調査地周辺の地形と検出遺構 (1/1700)

太田下・須川遺跡の弥生時代後期の集落について状況を整理する。おもに整理するのは，集落が形成される以前の当地の状況と，集落形成後の集落の中心域と集落の範囲についてである。

(2) 集落の形成以前

今回の調査によって遺構面を二面確認したが，弥生時代後期の集落が成立する前の状況を示すのが，基本層序Ⅳ層上面に相当する第二遺構面と，その上を被覆するⅢ層である。第二遺構面では，一連の調査をとおして溝と性格不明遺構を各1基検出したのみである。このことから，第二遺構面が生活面であった段階で積極的な土地利用が行われていたと想定することは困難と言える。これは，第2章でも述べたとおり，その遺構面を被覆するⅢ層から要因を想定することができる。具体的には，Ⅲ層は後背湿地状の堆積環境で埋積したことが，周辺の調査成果との対比で推定することができた。この見方が正しければ，Ⅲ層が堆積する段階では当地が完全に離水していなかったことを示すものと考えられる。そうであれば，弥生時代後期前半以前の当地は，安定的に集落を営むことができる環境ではなかった可能性がある。第二遺構面の検出遺構から積極的な土地利用がうかがえない点は，このことを裏付ける根拠のひとつとなりうると考えられる。ちなみに，今回の調査でⅢ層の上位に堆積物の上方付加が不活発となる点は，Ⅲ層の堆積後が当地における堆積区分上の画期であることを示唆する。

以上のように，弥生時代後期以前の積極的な土地利用は現在のところ想定しにくく，当地における集落の形成，すなわち土地利用が活発化する画期は，弥生時代後期前半頃と推定できるのである。

(3) 集落の範囲（図19）

既往の発掘調査成果から，太田下・須川遺跡の弥生時代後期前半の集落の範囲について，各要素に分けて検討する。

a．地形と自然流路

第2章で見たように，地形的に見て集落の形成に適した微高地は，西側は県教委調査のC地区，東側は県教委調査のG地区西側，南側が市教委調査のC調査区南側，北側が市教委調査のB調査区⑦地点付近であり，単純にこれらの位置を見ると，市教委調査のB調査区⑦地点付近が微高地の北端付近にあたるものと考えられる。

次に低地部の状況を概観しておくと，微高地西側の県教委調査のB地区では，弥生時代後期前半などの土器を含む自然流路（SR02）や10～11世紀の遺物を含む自然流路（SR05）が検出されていることから，少なくとも平安時代頃まで機能した自然流路が流下していたことが分かる。微高地の南側では，地形面の標高は高いものの，市教委調査のC調査区南側で弥生時代後期後半の遺物を一定量含む自然流路（SR01）が検出されている。微高地東側は，県教委調査のH地区以東で相対的な低地部に弥生時代後期の遺物を含む2条の自然流路（SR03・04）と，その上位を広範囲にわたって湿地状の土層（SX02）が被覆する。微高地の北側は，市教委調査のB調査区で遺物を含まない自然流路（SR02）やその北側のA調査区で弥生時代後期以前の遺物を含む自然流路（SR01）が検出されている。

以上を見ると，微高地に隣接する低地部では各所で自然流路が検出されており，なおかつ自然流路に含まれる遺物から，弥生時代後期前半の集落が営まれる段階で機能していた自然流路も多数存在していたことが分かる。この点から，先述した微高地の範囲が，集落の主要な範囲になることが改めて推定できる。以上のように理解した場合，今回の調査地が微高地のなかでどのような地点にあたるかを見ると，微高地の各地点の標高を参考にすると，今回の調査地はすべて微高地の範囲内となり，なおかつ調査地の大半が微高地の縁辺というよりもその中心に近い箇所に位置するものと言える。加えて，広範囲にわたって高低差の少ない地形面が連続する点も読み取れることから，集落の形成により適した地点と見ることができる。

b．検出遺構

既往の調査成果と今回の調査成果から，集落内の状況を整理する。まず，居住遺構について見ると，県教委調査のC地区で竪穴建物跡と掘立柱建物跡など複数の居住遺構が検出されている。また，今回の調査地では，合計5棟の竪穴建物跡が事業対象地の西側で検出された。双方の遺構検出地点は約50ｍの距離があるが，他の調査区では明確に認められない居住遺構が密集して検出された範囲として挙げることができる。双方の地点が先述した微高地の範囲に収まる点と居住遺構の密集度を考慮すると，弥生時代後期前半の集落の主要な居住範囲は県教委調査のC地区および今回の調査地の2・13トレンチ西側付近と考えて良さそうだ。さらに，今回の調査地で2トレンチの西側にも居住遺構が展開する見通しが得られたことと，県教委調査のB地区で検出されたSR02の位置を考慮すると，集落の範囲は少なくとも2トレンチのさらに50ｍ程度西側まで展開しているものと予想される。

他の調査区では，県教委が行った立会調査で，竪穴建物跡の可能性がある遺構が部分的に検出されているが，低地部に位置する点，遺構の一部分のみ検出した点，隣接する調査区で明確な居住遺構を検出していない点，以上を考慮すると，この範囲を積極的に主要な居住範囲と見ることは現段階では困難と言える。この地区周辺の低地部で検出された溝・自然流路・井戸などの検出遺構からは，どちらかと言えば主要な居住範囲の外側の様子を示している可能性が考えられる。

現状の調査成果からは，弥生時代後期の集落の中心的な居住範囲は，県教委調査のC地区付近とその南東側に位置する今回の事業対象地西側が相当し，その周辺地は同一の微高地上に位置するが集中的に居住遺構の形成には至っていない。また，微高地周辺の低地部では同時期の遺構を検出しているものの溝などが大半であるため，居住域以外の土地利用が行われていたと考えられる。

第3節　今後の周辺地の対応について

今回の発掘調査と既往の太田下・須川遺跡の調査成果から，弥生時代後期の集落については，事業対象地の西側にさらに展開することが予想された。一方で，集落の中心とは異なるが，周辺の微高地上にも集落に関わる遺構が存在する可能性が高いと考えられる。従って，周辺で工事等が行われる場合は，事業対象地の西側に限らず，広い範囲で埋蔵文化財が認められる可能性が想定されるため，事前の内容把握と適切な保護措置を図る必要がある。

（主要参考文献）

香川県教育委員会（編）1990『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告Ⅶ 下川津遺跡』香川県教育委員会ほか

香川県教育委員会（編）1992『中小河川大束川改修工事（津ノ郷橋～弘光橋間）に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 川津元結木遺跡』香川県教育委員会ほか

香川県教育委員会（編）1996『高松東道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書第6冊 上天神遺跡』香川県教育委員会ほか

高松市教育委員会（編）2009『国道11号高松東道路関連整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 太田下・須川遺跡』高松市教育委員会

観 察 表

表2　土器・土製品観察表

掲載番号	挿図番号	地区	遺構名 層位名	種類	器種	法量(cm)			調整		色調	胎土	焼成
						口径	底径	器高	外面	内面	上：外面　下：内面		
1	17	2tr	Ⅱ層	須恵器	杯蓋	－	－	〔1.1〕	回転ナデ	回転ナデ	N 7/ 灰白色 N 7/ 灰白色	普 3mm以下の石英・長石等を含む	良
2	17	2tr	Ⅲ層	弥生土器	広口壺	－	－	〔1.1〕	回転ナデ	回転ナデ	5YR 6/6 橙色～7/4 にぶい橙色 7.5YR 6/4 にぶい橙色	普 2mm以下の石英・長石・角閃石等を含む	良
3	17	2tr	SH0201 周壁溝直上	土製品	紡錘車	長軸 4.6	短軸 4.4	厚み 0.5	摩滅	ナデ	5YR 5/4 にぶい赤褐色 5YR 5/4 にぶい赤褐色	普 1mm以下の石英・長石・金雲母等を含む	良
4	17	2tr	SH0201 床面直上	弥生土器	高杯	－	－	〔5.7〕	上半：ナデ→沈線 下半：ナデ→ヘラ描文10本	ナデ，しぼり目	5YR 8/ 灰白～7/3 にぶい橙色 5YR 8/3 淡橙色	普 3mm以下の石英・長石等を含む	良
5	17	2tr	SH0204内 SP01埋土	弥生土器	直口壺	(10.4)	－	〔7.6〕	上半：横ナデ，凹線文3条→竹管文 下半：横位ヘラミガキ	横ナデ，指オサエ	7.5YR 5/4 にぶい褐色 7.5YR 5/4 にぶい褐色	普 3mm以下の石英・長石・角閃石・金雲母を含む	良好
6	17	4tr	Ⅱ層	須恵器	杯蓋	－	－	〔1.3〕	回転ナデ	回転ナデ	N 7/ 灰白色 N 7/ 灰白色	普 2mm以下の長石等・砂礫を含む	良好
7	17	4tr	Ⅱ層	須恵器	(底部)	－	(7.0)	〔1.0〕	回転ナデ	回転ナデ	N 7/ 灰白色 N 7/ 灰白色	普 1mm以下の長石等を含む	良好
8	17	5tr	SD0501 埋土上層	弥生土器	(底部)	－	(8.6)	〔2.5〕	ナデ	ナデ	10YR 6/3 にぶい黄橙～4/1 褐灰色 10YR 6/3 にぶい黄橙	普 1mm以下の長石等を含む	良
9	17	5tr	SD0501 埋土上層	弥生土器	鉢	(23.2)	－	〔1.9〕	ナデ	横ナデ	10YR 5/3 にぶい黄褐色～7.5YR 4/2 灰褐色 10YR 5/3 にぶい黄褐色～7.5YR 4/2 灰褐色	普 2mm以下の石英・長石・角閃石・金雲母を含む	良
10	17	6tr	SD0207 埋土	須恵質	こね鉢	(33.4)	－	〔4.5〕	回転ナデ	回転ナデ	N 6/ 灰色 N 6/ 灰色	普 1mm以下の長石等を含む	良
11	17	9tr	Ⅲ層	弥生土器	(底部)	－	(6.6)	〔1.7〕	ナデ	ナデ，指オサエ	10YR 8/3 浅黄橙～6/1 褐灰色 10YR 8/3 浅黄橙～4/2 灰黄褐色	普 2mm以下の石英・長石を含む	良
12	17	9tr	Ⅲ層	弥生土器	鉢	(27.0)	－	〔3.2〕	ナデ	口縁端部：円形浮文 体部：ナデ	10YR 2/1 黒～7/2 にぶい黄橙色 10YR 2/1 黒	粗 5mm以下の石英・長石を含む	良
13	17	13tr	Ⅲ層	弥生土器	壺	－	－	〔4.4〕	ナデ，ハケ原体刺突の斜線文	ナデ，指オサエ	7.5YR 5/4 にぶい褐色 5YR 5/3 にぶい赤褐色	普 2mm以下の石英・長石・角閃石・金雲母を含む	良

法量の（　　）内の数値は復元値，〔　　〕内の数値は残存値を示す。

表3　石器観察表

掲載番号	挿図番号	地区	遺構	層位等	器種	法量				石材	備考
						最大長(cm)	最大幅(cm)	最大厚(cm)	重量(g)		
14	18	10tr	－	Ⅰ～Ⅱ層	石鏃	2.0	1.6	0.3	0.6	サヌカイト	凹基式。完形。両面：浅形～深形細部調整。
15	18	5tr	－	Ⅲ層	石鏃	2.3	1.5	0.4	0.8	サヌカイト	凹基式。半分折損。両面：浅形～深形細部調整。
16	18	5tr	SD0501	上層	石鏃	3.8	2.0	0.6	3.4	サヌカイト	凹基式。切先折損。両面：浅形～深形細部調整。
17	18	2tr	SD0205	埋土	楔形石器	3.3	2.0	0.8	6.0	サヌカイト	両側辺折損。上下端部に潰れ。
18	18	12tr	－	Ⅰ～Ⅱ層	RF	5.0	2.9	0.9	10.3	サヌカイト	縦長剥片素材。一部欠損。両面一部に二次加工あり。
19	18	13tr	SH1302	埋土 (断割り)	スクレイパー	4.8	3.2	0.9	12.7	サヌカイト	1側辺折損，一部欠損。背部：潰れ。両面刃部：浅形細部調整，摩滅。体部の一部に使用痕あり。
20	18	2tr	－	Ⅰ～Ⅱ層	打製石斧	7.8	11.0	2.2	173.1	サヌカイト	基部折損，一部欠損。両面刃部～体部：顕著な使用痕あり。

写 真 図 版

写真図版目次

図版 1

1　調査前の状況（北から）

2　3 トレンチ北壁断面（南から）

3　7 トレンチ北壁断面（南から）

4　12 トレンチ東壁断面（西から）

5　5 トレンチ 噴礫断ち割り状況（西から）

図版 2

1　2 トレンチ西端 SH0201・0202 検出状況（南から）

2　SH0201 床面検出状況（北東から）

図版 3

1　SH0201 床面 遺構検出状況（南東から）

2　SH0201 床面 炭化材出土状況（南から）

3　SH0201 床面 遺物出土状況（北東から）

4　SH0201 内 SP01 断面（南から）

5　SH0201 内 SP01 断面（北東から）

図版 4

1　SH0202 床面 遺構検出状況（北から）

2　SH0202 東西断面（北から）

3　SH0202 内 SP01 断面（東から）

4　SH0202 内 SP02 断面（東から）

図版 5

1　SH0204 床面 遺構検出状況（南東から）

2　SH0204 西側 東西断面（南から）

3　SH0204 内 SP01 遺物出土状況（西から）

4　SH0204 内 SP01 断面（南から）

5　SH0206 全景（南から）

図版 6

1　SH1302 床面 遺構掘削状況（南西から）

2　SH1302 南北断面（西から）

3　SH1302 東西断面（南東から）

4　SD0203・0205 d～d’断面（西から）

5　SD0207 断面（北から）

図版 7

1　SD0402 断面（南東から）

2　SD0402 完掘状況（南東から）

3　SD0501 断面（南西から）

4　SD0501 上面 石鏃出土状況（南西から）

5　SD0501 と噴礫の関係（南西から）

図版 8

出土土器・土製品

図版 9

出土石器

1　調査前の状況（北から）

2　3 トレンチ北壁断面（南から）

3　7 トレンチ北壁断面（南から）

4　12 トレンチ東壁断面（西から）

5　5 トレンチ噴礫断ち割り状況（西から）

図版 2

1　2 トレンチ西端 SH0201・0202 検出状況（南から）

2　SH0201 床面検出状況（北東から）

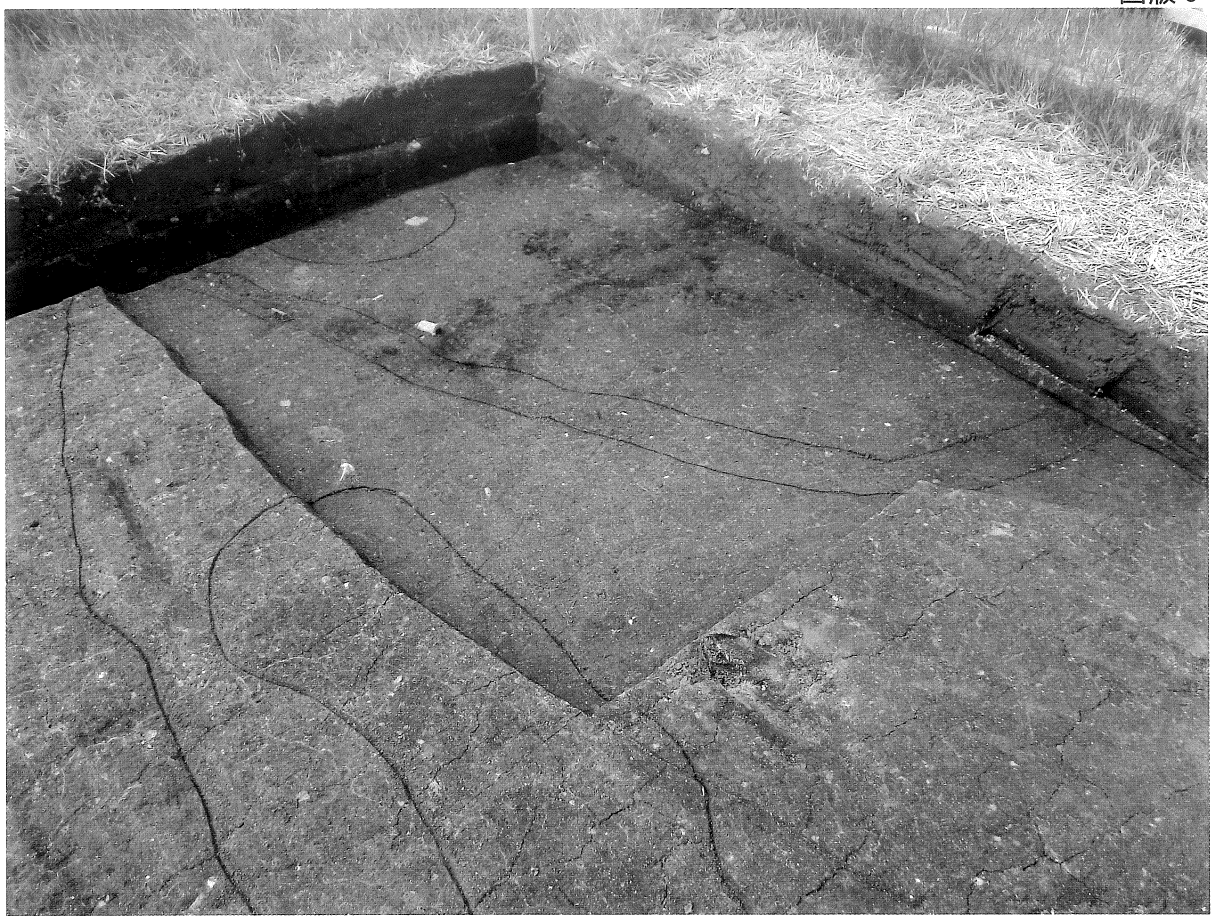

1　SH0201 床面 遺構検出状況（南東から）

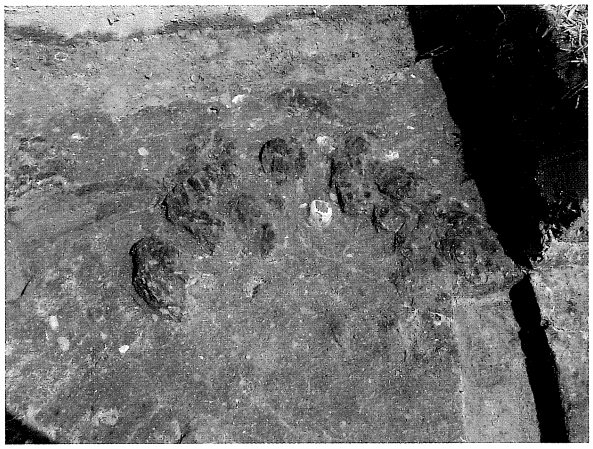

2　SH0201 床面 炭化材出土状況（南から）

3　SH0201 床面 遺物出土状況（北東から）

4　SH0201 内 SP01 断面（南から）

5　SH0201 内 SP01 断面（北東から）

図版 4

1　SH0202 床面 遺構検出状況（北から）

2　SH0202 東西断面（北から）

3　SH0202 内 SP01 断面（東から）

4　SH0202 内 SP02 断面（東から）

1　SH0204 床面 遺構検出状況（南東から）

2　SH0204 西側 東西断面（南から）

3　SH0204 内 SP01 遺物出土状況（西から）

4　SH0204 内 SP01 断面（南から）

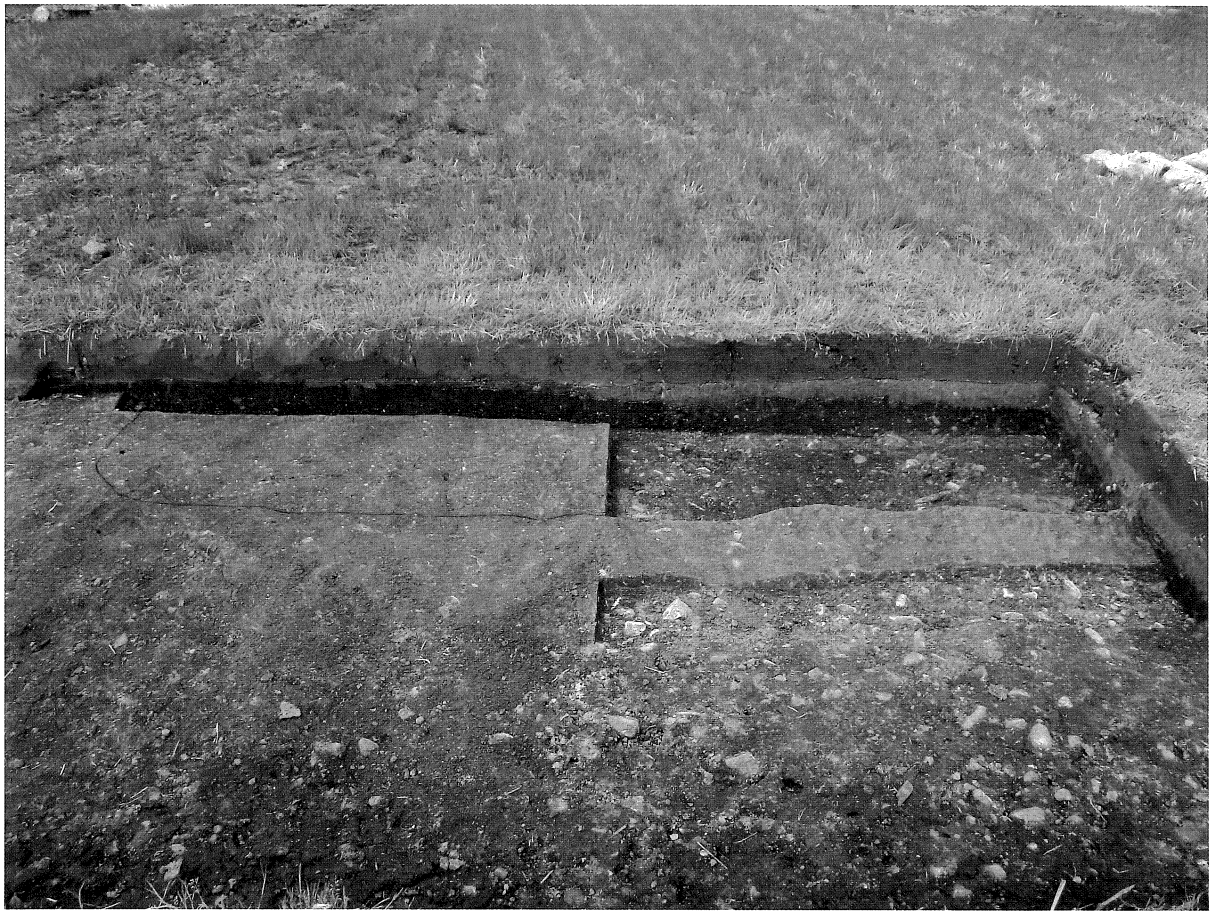

5　SH0206 全景（南から）

図版 6

1　SH1302 床面 遺構掘削状況（南西から）

2　SH1302 南北断面（西から）

3　SH1302 東西断面（南東から）

4　SD0203・0205 d～d’断面（西から）

5　SD0207 断面（北から）

1　SD0402 断面（南東から）

2　SD0402 完掘状況（南東から）

3　SD0501 断面（南西から）

4　SD0501 上面 石鏃出土状況（南西から）

5　SD0501 と噴礫の関係（南西から）

図版 8

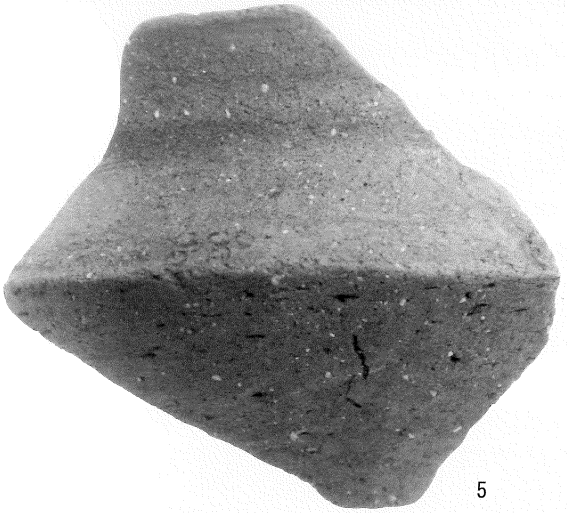
5

4

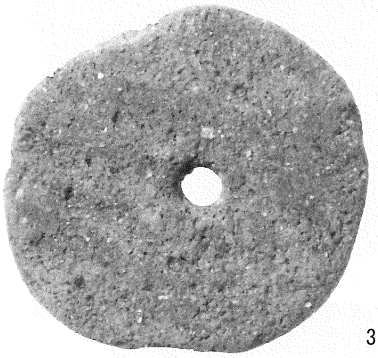
3

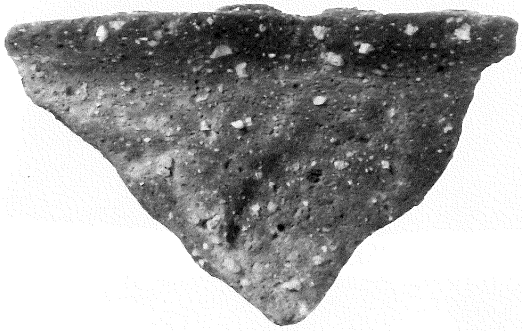
12

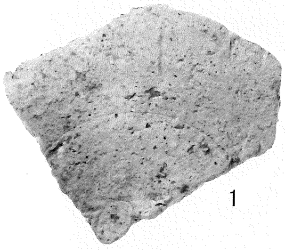
1

2

8

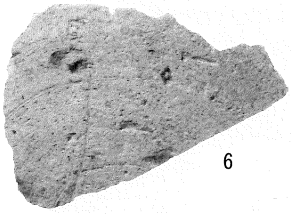
6

7

9

10

11

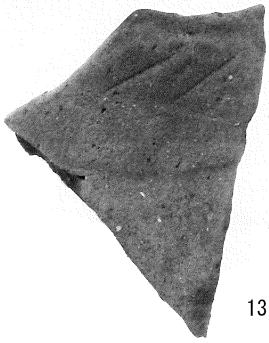
13

出土土器・土製品

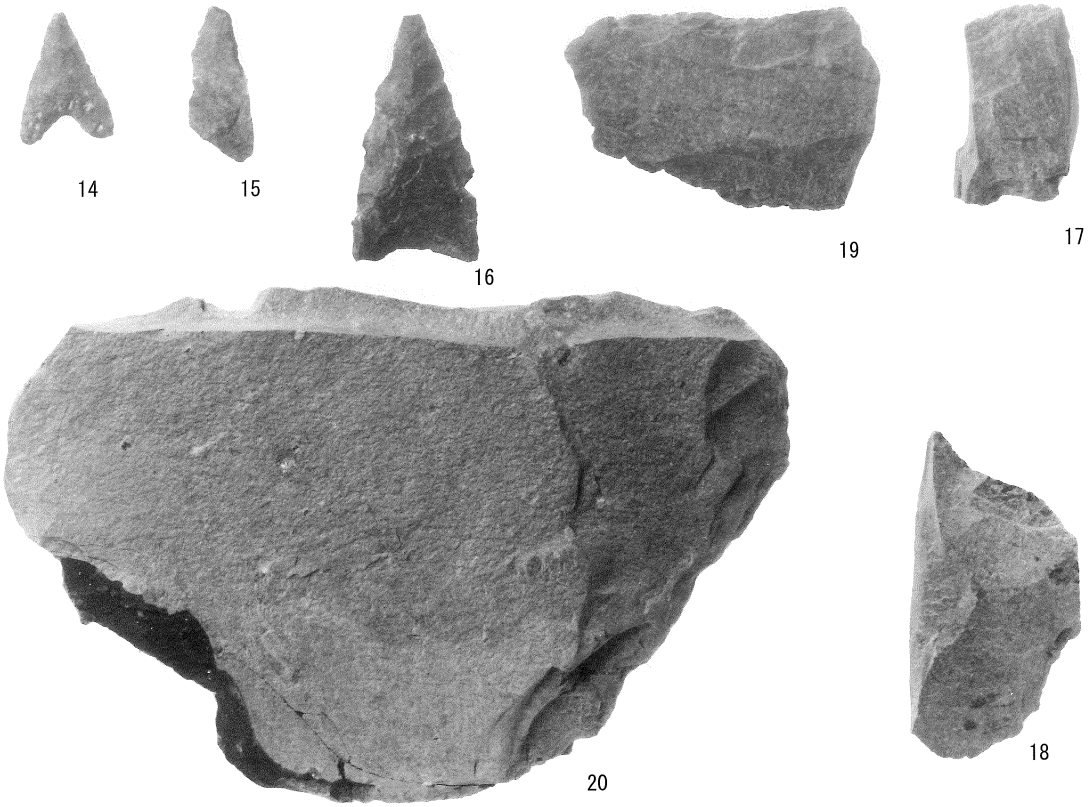

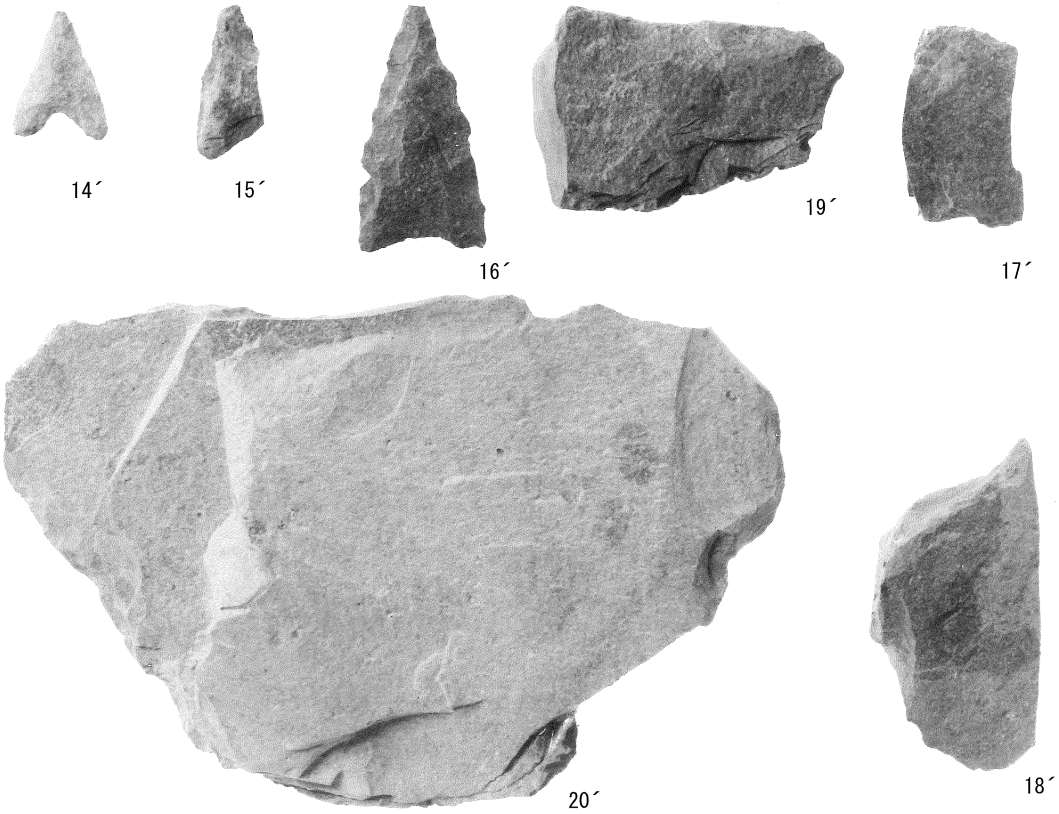

出土石器

報　告　書　抄　録

ふりがな	おおたしも・すがわいせき
書名	太田下・須川遺跡
副書名	太田下町商業施設新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
巻次	
シリーズ名	高松市埋蔵文化財調査報告
シリーズ番号	第151集
編著者名	波多野　篤（編），舩築　紀子
編集機関	高松市教育委員会
所在地	〒760－8571　香川県高松市番町一丁目8番15号　　TEL087－839－2660
発行年月日	西暦2014年3月31日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯 °′″	東経 °′″	発掘期間	発掘 面積	発掘 原因
		市町村	遺跡番号					
おおたしも・すがわいせき 太田下・須川遺跡	かがわけん 香川県 たかまつし 高松市 おおたしもまち 太田下町	37201		34° 18′ 33″	134° 02′ 49″	2013.3.22 ～ 2013.4.12	354㎡	商業施設 新築工事

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
太田下・須川遺跡	集落	弥生時代	竪穴建物跡 ピット 溝 性格不明遺構	弥生土器 須恵器 石器	

要約	今回の調査では，弥生時代後期の竪穴建物跡など集落に関わる遺構・遺物を検出した。既往の調査で確認されている太田下・須川遺跡の弥生時代後期の集落がさらに南側まで展開していることが明らかとなっただけではなく，調査地が集落の中心部に近い位置にあることが推定できた。

太田下町商業施設新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

太田下・須川遺跡

平成 26 年 3 月 31 日

編　集　高松市教育委員会
　　高松市番町一丁目 8 番 15 号
発　行　高松市教育委員会
印　刷　有限会社 若葉プリント